

| | |
|------------|---------|
| 社会福祉課長 | 石 井 由 美 |
| 長寿福祉課長 | 西 川 育 子 |
| 健康増進課長 | 西 川 佳 伸 |
| 〃 主幹 | 中 井 浩 子 |
| 都市整備部長 | 土 谷 宏 巖 |
| 建設課長 | 河 合 忠 尚 |
| 教育部長 | 吉 村 孝 博 |
| 教育委員会理事兼 | |
| 生涯学習課長 | 和 田 正 彦 |
| 学校給食センター所長 | 西 川 良 嗣 |
| 上下水道部理事兼 | |
| 水道課長 | 西 口 昌 治 |
| 水道課主幹 | 東 錦 也 |
| 下水道課長 | 松 本 秀 樹 |
| 〃 補佐 | 井 邑 陽 一 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 中 井 孝 明 |
| 書 記 | 吉 田 賢 二 |
| 〃 | 新 澤 明 子 |
| 〃 | 山 岡 晋 |
| 〃 | 吉 留 瞳 |

7. 付 議 事 件

- 議第20号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第27号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成29年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第23号 平成29年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成29年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

朝岡委員長 それでは、昨日の休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

特別会計の審査に入ります前に、昨日、吉村委員の方から、消防費で各大字別の現状の防災士の数ということでございまして、資料を理事者側の方から配付して、そして説明をしたということございまして、特別会計の審査に入る前に、まず防災士一覧表というものをお配りさせていただいて、後ほど所管の課長からご説明をしていただきたいと思います。

(資料配付)

朝岡委員長 それでは、簡単に、この一覧表の説明を求めたいと思います。

門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしく申し上げます。

昨日の吉村委員の質問のありました防災士会の各大字別の取得者でございます。資料をごらんいただきたいと思います。44カ大字の中で、この右に書いております葛城市防災士会、これは防災士会に登録されておられる人数でございます。平成28年度取得者、この取得者につきましては、平成28年度、県のリーダー研修で防災士資格を取得された方でございます。次に、右側になりますが、消防団の取得者、消防の役員の中で取得された方でございます。次に、消防署の取得者ということで、同じく消防署の方で平成28年度資格をとられた方々でございます。合計75名の中で、この44カ大字、31の大字の中で資格を持っておられる方がおられます。残り13カ大字では、防災士会に登録された方がおられない、そういう状況でございます。よろしく申し上げます。

朝岡委員長 ありがとうございます。

では、昨日の件については以上とさせていただきます。

それでは、議第20号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、内容説明を求めます。

巽部長。

巽市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、議第20号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお願い申し上げます。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億4,100万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出の方から説明させていただきます。14ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費1,433万3,000円を計上いたしております。2目連合会負担金218万円を計上させていただいております。2項徴税費、1目賦課徴収費297万1,000円を計上いたしております。1枚めくっていただきまして、15ページ、3項1目運営協議会費38万2,000円を計上いたしております。

2款1項1目一般被保険者療養給付費22億6,500万円を計上いたしております。2目退職被保険者等療養給付費7,200万円を計上いたしております。3目一般被保険者療養費4,400万円を計上いたしております。4目退職被保険者等療養費180万円を計上いたしております。5目審査支払手数料1,005万9,000円を計上いたしております。続きまして、2項1目一般被保険者高額療養費2億8,500万円を計上いたしております。2目退職被保険者等高額療養費1,200万円を計上いたしております。3項1目一般被保険者高額介護合算療養費50万円を計上いたしております。2目退職被保険者等高額介護合算療養費20万円を計上いたしております。続きまして、1枚めくっていただきまして、17ページ、4項1目一般被保険者移送費10万円を計上いたしております。2目退職被保険者等移送費5万円を計上いたしております。5項1目出産育児一時金2,520万円を計上いたしております。2目支払手数料1万3,000円を計上いたしております。6項1目葬祭費180万円を計上いたしております。

3款1項1目後期高齢者支援金5億3,700万円を計上いたしております。2目後期高齢者関係事務費拠出金4万円を計上いたしております。

4款1項1目前期高齢者納付金45万円を計上いたしております。2目前期高齢者関係事務費拠出金4万円を計上いたしております。

5款1項1目老人保健事務費拠出金1万5,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、19ページ、6款1項1目介護納付金2億1,600万円を計上いたしております。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金1億3,188万8,000円を計上いたしております。2目保険財政共同安定化事業拠出金9億5,813万1,000円を計上いたしております。3目その他共同事業拠出金1万円を計上いたしております。

8款1項1目特定健康診査等事業費4,088万9,000円を計上いたしております。2項1目医療費通知費225万5,000円を計上いたしております。2目保健事業費1,088万3,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、21ページ、9款1項1目財政調整基金積立金1,000円を計上いたしております。

10款1項1目利子10万円を計上いたしております。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金320万円を計上いたしております。2目退職被保険者等保険税還付金50万円を計上いたしております。3目償還金1万円を計上いたしております。2項1目療養費等指定公費立替金100万円を計上いたしております。

12款1項1目予備費100万円を計上いたしております。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。事項別明細書9ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税6億9,150万円を計上いたしております。2目退職被保険者等国民健康保険税1,510万7,000円を計上いたしております。

2款1項1目督促手数料10万円を計上いたしております。

3款1項1目療養給付費等負担金6億9,836万9,000円を計上いたしております。2目高額医療費共同事業負担金3,297万2,000円を計上いたしております。3目特定健康診査等負担金

465万7,000円を計上いたしております。2項1目財政調整交付金2億6,433万7,000円を計上いたしております。2目国民健康保険制度関係事務準備事業費補助金521万7,000円を計上いたしております。

4款1項1目療養給付費等交付金9,870万9,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、11ページ、5款1項1目前期高齢者交付金10億5,300万円を計上いたしております。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金3,297万2,000円を計上いたしております。2目特定健康診査等負担金465万7,000円を計上いたしております。2項県補助金、1目県財政調整交付金1億8,708万8,000円を計上いたしております。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金1億3,188万8,000円を計上いたしております。2目保険財政共同安定化事業交付金9億5,813万1,000円を計上いたしております。

8款1項1目利子及び配当金1,000円を計上いたしております。

9款1項1目一般会計繰入金4億4,771万4,000円を計上いたしております。

10款1項1目繰越金1万円を計上いたしております。

11款1項1目一般被保険者延滞金200万円を計上いたしております。2目退職被保険者等延滞金1万円を計上いたしております。2項1目預金利子1万円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、13ページ、3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料851万1,000円を計上いたしております。4項1目療養費等指定公費返還金100万円を計上いたしております。5項雑入、1目滞納処分費1万円を計上いたしております。2目一般被保険者第三者納付金200万円を計上いたしております。3目退職被保険者等第三者納付金100万円を計上いたしております。4目一般被保険者返納金1万円を計上いたしております。5目退職被保険者等返納金1万円を計上いたしております。6目雑入1万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 昨日に引き続き、質疑を行ってまいります。

ただいま異部長からご説明ありました議第20号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算について行ってまいります。

事項別明細書の歳出です。14ページの1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料、電算システム改良委託料521万7,000円が計上されております。この内容についてお伺いをおきたい、このように思います。

それから、徴税費の1目賦課徴収費、19節負担金補助及び交付金、これはコールセンターの実行委員会負担金、これも一般会計と同じだというふうに思うわけでありまして、改めてご説明を受けておきたい、このように思います。

それから、15ページに移ります。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養

費並びに退職者被保険者等療養費、これらはそれぞれ22億6,500万円、7,200万円という形で計上をされております。過去3年間の平均を出したものだというふうには思うわけでありませぬけれども、決算額あるいは平成28年度当初予算額と比較しても、そんなに遜色ないわけでありませぬけれども、退職者被保険者等療養給付費の方は、これは7,200万円と、平成28年度当初予算と比較すれば大きく減っております。これは平成20年から載ったでしょうが、後期高齢者医療制度の発足によって退職者医療制度が廃止されるという中で、64歳以下を対象とした経過措置ということであると思うんですけども、その内容についてお伺いしておきたいと思いますが、この経過措置というのはあと何年になるのかということをお伺いしておきたいと思います。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長 保険課、森本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員の質問にお答えいたします。まず1番目、14ページの委託料、電算システム改修委託料521万7,000円ということです。こちらの方につきましては、平成30年度から国保の一元化に伴います納付金システムのシステム改修の委託料でございます。こちらの方につきましては、全額国の補助がございます。

以上でございます。

朝岡委員長 西川収納促進課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

白石委員のご質問にお答えします。一般会計の方でちょっと説明不足でございまして、申しわけございません。コールセンター電話催告事業の方なんですけれども、ここに計上させていただいてますように、国民健康保険の方で46万8,000円、一般会計の方で70万2,000円、葛城市の全体の負担金としては117万円という形になってございます。

以上でございます。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願いいたします。

続きまして、白石委員の今のご質問、一般被保険者療養給付費、あと退職者給付費の減額の件についてでございます。予算全体の約61%を占めます保険給付費でございますが、記載のとおり、一般分、退職分の療養費から葬祭費までを全部合わせて27億1,770万2,000円で、前年比約4%の減でございます。平成26年度までは本当に大きな割合で伸びておりましたが、一般療養費の給付分といたしましては、平成28年度予算額23億円に対して、平成29年度は22億6,500万円を計上いたしまして、3,500万円の減額、マイナス1.5%の減となっております。平成27年度の決算は22億3,600万円でございます。平成28年度の決算見込みといたしまして、平成29年度のこの算出基礎といたしましては、1カ月約1億8,870万円の4月分から10月分の7カ月分を計上いたしました。あと、5カ月分も、そのベースで見込ませていただきまして、合計22億6,500万円ということで計上の方をさせていただきました。

退職の方につきましては、先ほど白石委員がおっしゃったように、この退職者の医療制度というのは、平成26年度で制度が廃止となり、それまで退職者被保険者だった人が65歳にな

るまでの間は経過措置として制度が継続していくものでございます。平成30年度、平成31年3月31日で終了するものと見込んでおります。こちらの方も、毎月積算の方を1月大体600万円と計算をさせていただきました。その12カ月分ということで7,200万円を今年度計上させていただいた次第でございます。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 14ページの先ほど言いました電算システム改修委託料521万7,000円、ここでもう早速国保の都道府県への一元化、広域化という事業の準備が出てきているわけでありますけれども、これはまた後で広域化についての進捗状況なり、内容なりをお伺いしていきたいというふうに思います。この改修委託料については全額国で措置をされると、これは当然だというふうに思います。

それから、市町村税の税コールセンター運営実行委員会運営負担金、これはあわせて117万円ということで、こちらではその財源内訳には国・県の支出金は載っていないけれども、一括して一般会計には載せてたんですか。またそれも答えてください。

療養給付費については、課長のご説明のとおりであろうというふうに思います。平成27年、平成28年、平成29年ぐらいかな、伸びが非常におさまってきているというか、平成27年度決算で22億3,600万円と、こう言われたでしょうか。その程度で終わってる。当初予算が23億4,000万でしたか、それからするとマイナスになってる。課長の説明のとおりであるかと思えます。

退職者被保険者等療養給付費については、これはもう制度改正によって大幅な減額になっているということで、この経過措置そのものは平成31年3月末で終了ということであります。ありがとうございました。

朝岡委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。訂正の方をちょっとお願いできますか。

先ほど白石委員の方の電算システム改修委託料の質問に対して、私、納付金システムの改修の分と言ったんですが、納付金回収のシステム改修ではなくて、国保の情報集約システムとの情報連携のための改修、そして、制度改正に伴う改修、この2点の改修でございます。訂正させていただきます。

朝岡委員長 西川収納促進課長。

西川収納促進課長 コールセンターの負担金の件なんですけども、葛城市としての総額で117万円ということで、それを一般会計の方で6割見させていただいて70万2,000円、国保会計の方で4割見させていただいて46万8,000円という形でございます。それと、県と7市町で実施させていただくわけですが、費用の50%が県の負担、あとの50%が7市町で人口割によって負担していくという形でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 今、一般会計の審査の中で県の負担があったというふうに記憶してまして、それが50%あると。あと7市町で人口割で一般財源から充当している、こういうことなんですけども、それは

それでもいいんですけども、やっぱりわかりやすくしていただきたいというので、できれば財源の内訳の中で、4割なら4割を国保に入れてるわけやね。その分も当然県からの交付金が入ってきますと。だから、一般会計の方へ全部入れてるわけやね。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 ただいまのご質問についてでございますが、県と市町村での共同の事業でございます。その中で県が50%の負担金を出していくと、残りの7市町が50%の負担金を人口割で負担していくという形でございます。県から市の方にお金が入ってくるという形ではございません。

白石委員 その費用負担分だけ払って、歳入では入ってこないということやな。

西川収納促進課長 そういうことです。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、事項別明細書の19ページ、20ページの8款保険事業、1項特定健康診査等事業費、13節委託料ですね。健康教室業務委託料202万円、そして受診勧奨業務委託料175万円、新たに計上されておられると思うんですけども、これらについてご説明を受けておきたい、このように思います。

それから、保険事業の2目保険事業費、13節委託料、医療費分析業務委託料296万8,000円が計上されております。これについてもご説明をいただきたいと思います。

朝岡委員長 西川健康増進課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。よろしくお願いたします。

健康教育業務委託料でございますけれども、これは県の特別調整交付金100%として、新たに生活習慣改善指導事業業務委託として組ませていただいております。内容につきましては、4日間を4クール、計16回、年間実施します。内容としましては、従来保健師が行っておりました健康教室、食事療法、調理実習、運動教室など、専門の業者が蓄積したノウハウ、業務内容を案内から実施、また結果報告まで業務委託するものでございます。

次に、受診勧奨業務委託料でございます。これにつきましても新たな事業でございますけれども、国庫特別調整補助金100%の事業であり、通常の未受診者の勧奨としては従来から実施してはいたしましたが、この勧奨では補助対象とはならないところで、受診率の向上のため、また健康相談においては、より緻密に充実した説明ができるように、蓄積されたノウハウにより分析されたものとして補助の対象となるということで、予算を計上させていただいております。

内容としては、未受診者の年齢別や、過去3年間、また過去何年かの未受診者の把握、未受診の状況把握などにより勧奨、また、案内内容としまして、企業が各所で展開している案内内容の情報提供を受けたりして、それを協議したり、また、過去のデータを分析して、業者により蓄積されたノウハウによりデータを分析して、案内の内容を立案したり、また、SEによるデータ加工などをしていただく業務でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの白石委員の質問の2款保険事業の委託料、医療費分析委託料の件についてでございます。当市では、国が示す方針、データに基づいた分析、計画策定に準じた形で、昨年、平成28年9月補正において医療費分析業務委託データヘルス計画策定を行いました。データヘルス計画事業とは、国民の健康寿命の延命を目指すために行われることになった健康づくりのための取り組みでございます。データを活用して、科学的なアプローチをすることによって、保険事業の実効性を高めていくことを目的とされております。

葛城市においても、この保険事業実施指針に基づき、保険事業実施計画（データヘルス計画）を定め、生活習慣病対策を初めとする被保険者の健康増進、重症化予防のための保険事業の実施を行い、策定後は計画に基づき目標達成に向けた事業支援、現状把握、計画の見直し、PDCAを回す必要がございます。Pイコールプラン、計画、事業の立案でございます。Dはドゥー、実施、保険事業の実施、Cイコールチェック、評価、データ分析事業の評価でございます。策定後の今年度におきましては、Cの部分、チェックとドゥー、実施の部分が必要となります。

チェックとは、作成した計画書内容の評価分析を意味いたします。ドゥーとは、計画書の目標設定に沿った事業の実施を意味いたします。計画策定の次は、策定した計画内容に沿って継続的に評価を行い、必要に応じて目標の見直しや進め方の改善を図り、計画書の更新を行うことが前提の事業でございます。こちらの事業につきましては、健康増進課と協同のもとに進めていく事業で、全額県の特別交付金の対象となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。

特定健診事業、国のメタボリックシンドロームに対して全国一律の受診率等の指標も示して、一定の水準を、期間を定めてクリアできなければ罰金だというふうなことでやってきたわけでありまして、結果としては、なかなかその受診率、保健指導率ですか、指導の方は別ですけども、受診率が向上しない。実際にこういう政策がどれほどの効果が上がっているかということ自身が我々自身も把握できない、わからない、そういう状況にあるわけですね。

しかし、原課は保健師を中心に本当に一生懸命に、いかにしてこの受診率を上げるかということに取り組んできているわけでありまして、それだけではどうしてもだめだということなのかな。それで、先進というか、実際に実績があるんだというふうに思うんですけども、業務委託をして、健康寿命を延伸するために事業を発注していくと。確かに財源的には、国から、あるいは県から全額見てもらえるということで、これはやってみる価値はあるというふうには思うんですが、ずっとこれはやるわけじゃないですから、1回。やってみて、それに基づいて原課が保険課等と連携して取り組んでいくということになるというふうに思うんですが。

実際にこういう事業をやってきて、どのような成果が上がっているかですね。何の実績もないところに発注をして、とりあえず100%補助金が出るんだからやりましょうというのでは、やっぱりこれはいかなものかと思います。その辺、この実績等を把握されているのか。この間、本当に一生懸命やってきたのに、受診率も一進一退だし、じゃあそのことが本当に医療費の削減とか、あるいは健康寿命につながっているかどうかというのが検証しようがない、わからない中でしているんですね。だから、これをやることによって、そういうことが本当に効果があるんだということがわかれば、これはいいことやと。しかし、そういう実績があるところの専門の業者に委託をするということなんですけども、どういう実績があるのか、ちょっとお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川健康増進課長 この受診勧奨業務委託につきましては、近隣市、御所市や香芝市に問い合わせたりもしております。そういった中で、受診率が通常受診率よりも上回って向上していることを聞いております。また、葛城市での受診率でございますけれども、現在30.1%、県平均では29.8%と、若干ではございますけれども上回っております。これらを指標として、今後この委託をさせていただきまして、検討させていただきたいと考えております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それでは、予算の中に平成30年に向けた都道府県一元化、奈良県での国保の一元化という形で準備が着々と進められている、こういうことなんですけれども、やはり葛城市の国保の歴史をきちっと把握しておく必要があるというふうに思うんですね。その歴史の把握の中で、葛城市が合併したときに、サービスは高く負担は低くということで、合併すれば財政基盤が強化をされて、そのようになるんだということで、市民の皆さんに理解を求めて合併をしてきたという歴史があるんですね。そして、国保については、そういう約束が平成18年に一旦破られるわけでありましてけれども、その平成18年には税率の改正をいたしました。そのときに、理事者は合併のときの約束を守れなかったということに対して、今後10億円の一般会計の繰入れをして、市民の皆さんのご負担を抑えるという形で今日まで進んできております。

このたびの予算では、その他財源として、一般会計の繰入金として2億406万3,000円計上されているわけでありまして。1つは、県の方でいろいろ資料をいただくと、納付金を決めて、それを葛城市が必要な金額に対して賦課徴収事務を行っていくと、こういうことになるわけでありまして。ここに書いてあるのは、これは県の出した資料でしょうね。市町村の独自財源による激変緩和は市町村ごとの判断により実施、これは実施できるということなんでしょうけれども、ただし、県による激変緩和措置の期間内をめぐると、こういうふうに書いてあるんですね。

葛城市は、1人当たりの医療費は県下で非常に低い、市民の皆さんは本当に健康に気をつけていただいて頑張ってくれているわけですね。これは行政あるいは健康推進委員さんも含めて頑張り、大規模な医療機関がないというのもありますけども、そういう状況にある。そういう努力とあわせて、サービスは高く負担は低く、そういう約束を今日まで守ってきて、

保険税を決めてきた。それが納付金という形で示されて、それを賦課徴収していくに当たって、一般会計からの繰り入れが激変緩和として経過的に認められるけども、これは県の激変緩和措置の期間内しかだめなのかどうか。これをまずお聞きをしたいというふうに思うんですね。

そして、私はこの一元化、広域化によって、葛城市の保険課、国保事業の事務事業が本当に整理、合理化されて、負担が減るのか、そういうメリットがあるのかというふうに考えますと、一番しんどいところの事務は、市町村に残っているわけですから、これは減りようがない。徴収なんかは、これは大変なことになってくるのではないかというふうに思うわけです。実際に広域化によって事務事業を進める保険者としてどのようなメリットがあるのか。これをお聞かせいただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長 奈良県における国民健康保険の県単位化に関する基本理念といたしましては、県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準になることを目指すということを基本理念の軸といたしております。先ほどから白石委員がいろいろご心配なさってくださっている税のことになるんですけど、今までは市町村の主な役割ということは、保険料の決定、賦課徴収というのは、市町村別に保険料を決定、そして、賦課徴収ということをしておりましたが、今回、この県単になることによって、保険料率の決定や賦課徴収は国が示す標準保険料率を参考に保険率を決定、被保険者へ賦課徴収、ここが大きく変わる点でございます。

市町村個別の国保会計は存続いたしますが、ただ、市町村独自財源による激変緩和は市町村ごとの判断により実施ということは、これはまだ県の方にワーキング会議とかで何回もお聞きしているんですが、県の方の答えは、国のガイドラインに沿ってという一定の答えしか今のところ返ってきておりませんので、県による激変緩和措置の期間内を目安とするということで、一応6年間ということが国のガイドラインでも示されているのがこの部分になるんじゃないかなと思っております。

また、葛城市の方は平成18年、約11年間税の見直しをしておりますので、どうしても税の方は上がるのを見込まれます。今現在、葛城市は所得割、資産割、均等割、平等割という4方式をとっておりますが、これを3方式、資産割をその激変緩和の間に外せということになっておりますので、そこらも、もう30年度からこの資産割を外していくのか、あるいは、またその6年間の間に段階的に外していくかということも、また皆さんにご協議願って決めていかなければならない点だと思っております。

あと、奈良県方式ということで、市町村の医療費水準は考慮しないということに奈良県はなっておりますので、葛城市にとってはこれはデメリットなんです。葛城市の医療費水準は下から数えて何番目という、本当に低い水準でございましたので、医療費水準を考慮していただければ納付金の方もだいぶ安くなったんじゃないかなと思うんですが、こちらの方はもう奈良方式で、医療費水準は考慮しないということになっておりますので、ちょっとこの点はもう改正はできないと思います。ただ、小さい規模の市町村にとっては、本当に吉野

の山の方とかの村でしたら大幅な医療費増とかがございまして、すごくそこらはもうシェアして助かる部分じゃないかなと思っております。

メリットといたしましては、規模が大きくなることによって、最終的には奈良県単一化によって国保の運営を安定化させて、将来にわたって持続可能な国保制度にすることが目的というのが一番になると思います。きれいごとで申しわけございませんが。ただ、葛城市にとっては、単独で考えますと、ちょっと税のことでデメリットの方が大きいんじゃないのかなと思いますが、全体的に考えればそういうことでございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 実際に着々と進められている一元化が、葛城市の、あるいは市民、被保険者にとっては、これはもう決して歓迎できるものではない。確実に保険料が引き上がるということになってくるわけですね。国保の制度ができたとき、どうして市町村、自治体ごとに保険者を設定して、その地域の被保険者の医療を担っていくかですね。これはやはりその地域の実情にあわせて、その地域の人たちが自分たちの保険として身近に感じて、保険事業等、一体になって取り組んでいけるということだったというふうに私は思うんですね。そういうことが国民健康保険のしおりに書いてありますね。それがもう全くね。

この持続可能な制度にしていくという、これは介護保険もそうなんですね。介護保険も持続可能な制度にしていくんだという形で保険料の引き上げ、これが第6期事業計画の見直しでスローガンに掲げられて上がりました。今度もまた持続可能な制度にしていくために、本当に被保険者、市民、県民にとっていいものであれば私はいいと思うんですけど、持続可能なという言葉を使って、被保険者に、あるいは市町村の保険者に大きな負担をかけていく。県は納税の実態とか、何もかもは把握してないでしょう。そんなしんどい仕事は皆市町村がしなければならないことになる。これから徴収も大変になってきますよ。そんな中で、そのコールセンターみたいな事業を共同でするようになったのかというふうには思うんですけども。

とにかく、医療費水準は考慮しない、これはちょっと本当に乱暴だなと。せっかく特定検診、どれだけ効果があるかわからないけれども、一生懸命やって、胃がん検診もいろいろやって、本当に市民の健康を守ろう、健康寿命を確保して、そして結果として医療費を削減していこうやないかという形で取り組んでいただいている中で、開業医の先生、ホームドクターとして、いろいろ市民の皆さんの健康を、それこそ昼夜問わず診ていただいている、そういう成果が葛城市の1人当たりの医療費が県下で低いわけですね。それこそ何年だったでしょうか、平成19年から平成21年の3年間、一番低い39位です。

だから、そういうことはもう全然無視して、もうこんなもの全然一切考慮しない、公正公平な、どこに住んでいても一緒なんやと、こういうやり方というふうになると、そうか、それなら別に医者に行くのは、一緒やったらどんどんかかって行っても関係がない。保険者も、もうこんなの、いろいろ保険事業で努力しなくてもよいということになる。経営責任があいまいになるだけじゃないですか。市民の皆さんの健康に対する、医療にかかるという、そう

いうことに対する意識そのものが私は変わってくると思いますよ。そう思いませんか。逆に私は負担の公平、不公平が出てくるんじゃないかというふうに思うんですね。一生懸命努力して、医療費がかからないように、健康づくりに努力してやっているのに、これこそが不公平である。これはもうぜひ課長会なり、首長の会議でご検討いただきたい。

政府はどう言っているかと申しますと、そのガイドラインも含めて、決算補てん等の目的の繰入れは計画的に削減すべき、これは確かに政府は言うてるんですが、政府はきちんと法律の趣旨、目的というのはわかってますから、国保は自治事務であり、一般会計からの繰入れは制度上禁止されていない、こういうことも明言してるんですね。これは自治事務なんです、市町村の事務なんです。ですから、一般会計の繰入れそのものは、国保制度という中で法律上禁止されてないわけですね。だから、そういうふうにガイドラインを含めて、国会の議論の中でも言うてるわけです。

だから、私は、こういう自治事務であり、国会の中で政府がこういうことを言ってるにもかかわらず、繰入れはやめていくべきだ。イコール、これはもう保険税が上がっちゃうわけです。ですから、これはもうなかなか私が言っても抗しがたいもので、法律でもう30年と決めているんですが、しかし、その運用の中でどうやって市民の皆さんの協力や努力に対して応えられるような、地域の実情が、環境が反映されるような制度にしていかないと、全く、単にこの持続的な、可能な制度にしていくということだけで、やはり被保険者にとっては大きな負担がかかって、もう健康、医療に対する意識だって私は変わってくるというふうに思うんです。大きな犠牲がやはり出てくるんじゃないかというふうに思うんですね。

ぜひこういうことが予算委員会や議会の中で出てるんだということを担当課長会議においてお伝えしていただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご意見は頂戴いたしまして、提言はしていきたいとします。国民健康保険の考え方そのものが大きな変革をしているということなんです。国保は自治体単位の中で、運営する考え方の中で来たものが、今度はそれを離れて枠組みが全く変わってしまう、県という1つの単位の中で議論される内容に変わったということなんです。

ですから、委員、ちょっと刺激的な言い方をおっしゃったんですけども、その地域地域の医療費を抑制するというのが、県単位の中で反映されるということですので、制度というのは、そのときそのときで身勝手にとは言いませぬけども、もうずっと変わってきております。以前の場合でしたら、ある種、何と言いますか、サービスを低下させることによって医療費を抑えようとしたり、逆に今度は保険税を、国との負担割合を変えることによって抑制しようとしたり。それで、今回はその枠組みを変化させることによって全体の医療費を抑制さそうとしているというのが大きなあらましやと思います。

このことにつきましては、県に対しましては、早くシミュレートができるように、実際に保険税としてどうなるのか、資産割を変更することによってどうなるのか、もしくは、今までの市町村単位から県単位という枠組みが変わることによって実際にはどうなるのかという、そのシミュレートをいち早く出してくれという要望をしております。それによりまして、葛

城市の保険者の税金の部分はどうなるのかということが明確に見えてくるのかなと思います。

また、先ほどおっしゃいました一般会計の繰入れ部分については、非常に厳しい状況になっていっているのが実情です。平成18年以降、ちょうど私が、議員のとき、国民健康保険の委員長をさせていただいて、白石委員ともかなり議論をさせていただいた記憶がございます。それ以来保険料を上げてきてないということが、これから県から要求される分担金の割合の中で、どう経過処置を認められるかどうか、その辺の議論もまだ決まったところではございませんので、委員からお聞かせいただいた意見は、また県単位の議論の中で申し上げたいなとは思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第20号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

国保は、加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になってきています。平成27年9月時点の葛城市の国保加入世帯5,767世帯の所得調べでは、所得200万円以下の世帯は4,575世帯で、加入者の79.1%、8割を占めています。さらにその内訳は、所得ゼロの世帯が1,765世帯で30.6%、所得50万円未満の世帯が690世帯で12.0%、所得100万円未満の世帯が756世帯で13.1%、所得150万円未満の世帯が815世帯で13.4%となっています。所得ゼロの世帯が1,765世帯、加入世帯の30.6%、実に3割を占めています。さらに、その所得ゼロの1,765世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が672世帯あります。所得ゼロの30.1%、加入世帯5,767世帯の実に11.7%、10世帯に1世帯以上が収入ゼロという状況であります。

ところが、こんなに所得が低い世帯が多いにもかかわらず、国保税は、収入がゼロでも均等割や平等割、資産割が課税されることになっています。さらに、所得割も基礎控除だけという旧ただし書き方式で課税され、個人市民税や固定資産税など他の税金と比べ、過重な負担となる仕組みになっています。平成27年度の現年度分の収納率は90.92%でした。個人市民税の収納率は98.87%です。実に5ポイントも下回っている、こういう状況であります。支払い能力を超える国保税に払いたくても払えない被保険者が増加をしています。現年分の滞納世帯は886世帯、滞納繰越世帯は852世帯と、加入世帯の16.2%にのぼっています。均等割等を2割、5割、7割軽減する法定減免を受けている世帯は2,664世帯と、加入者の実に48%、そのうち7割軽減を受けている世帯が29%なんですね。

平成28年6月1日現在の被保険者証の発行状況を見ますと、発行数5,378のうち、国保税が払えなくて3カ月の短期保険証が発行されている世帯が46世帯、さらに、市役所で保

管されている保険証は68世帯あります。そのうち納付相談中が58件、居所不明が10件となっています。重い負担に耐えられず滞納を余儀なくされている加入者に対して、このような短期保険証の発行は直ちにやめて、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は早急に加入者に届ける手だてをとるべきであります。

葛城市の平成26年度の被保険者1人当たりの医療費は31万5,668円、県下で34位となっています。平成19年度から平成21年度の3年間は、県下で一番低い39位でありました。被保険者市民の皆さんの健康や予防医療に対する高い関心や協力、健康推進員を初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力と、合併時のサービスは高く負担は低く約束が基本的に守られて、平成29年度予算においても一般会計から2億406万円の法定外繰入れを行って、国保税が何とか支えられている、こういう状況なんですね。

市町村国保は、市民や保険者の努力にもかかわらず厳しい財政運営が常態化している。国保税の引き上げが、合併前まではひっきりなしに行われてきたという歴史があります。その原因は、昭和59年に国保事業に対する国の国庫負担を総医療費の45%から医療給付費の50%に改定され、総医療費に占める国庫負担は38.5%に削減されたことによって、国保の総収入に占める国庫負担は、1980年代には50%程度だったものが、平成19年度には25%にまで落ち込んでいます。その削減分を保険税負担として、国民、市民に転嫁をしてきた、このことに最大の原因があります。

国民健康保険は、平成30年度から保険者は都道府県と市町村となり、共同経営する国保の広域化が行われます。県は財政運営を担い、市町村が納める納付金を設定します。市町村は保険税を賦課徴収や保険証の発行などを行い、100%納付しなければならない納付金はどのように決められるのか、あるいは、サービスは高く負担は低く約束を守り、保険税が高くなるように実施している一般会計からの繰入れや医療費が増加をしないよう取り組んでいる健康増進事業など、市町村独自の努力はどう評価されるのか。今でも高すぎて払えない保険料は抑えることはできるのか、全くわからないことだらけであります。わかっているのは、保険税がしっかりと上がるということだけであります。

国保の広域化は、地域の連帯感を薄め、経営責任を曖昧にし、受診機会の不公平、負担の不公平を招くことになるのではないのでしょうか。国保財政の困難を広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築すべきであります。

以上、討論を終わります。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

山本委員。

山本委員 議第20号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してまいりましたが、被保険者の高齢化や保険税の負担能力の低下及び医療費

の高騰により、厳しい財源状況が続いております。

国におきましては、将来にわたり国民健康保険制度が持続可能な制度とするために、平成30年度より都道府県が保険者となる制度改正が進められております。このような状況の中にあつて、平成29年度予算は46億4,100万円で、昨年度と比較して約6%減となっております。全体の58.6%を占める保険給付費を初め、共同事業の拠出金、交付金など、必要な歳入歳出予算が計上されております。また、保険事業におきましては、生活習慣病を早期発見し、未然に重症化を防ぐ受診勧奨や節目年齢対象者への無料クーポン券の交付による一部負担金の助成などの特定健康診査等事業を継続的に推進し、被保険者の方々の健康の保持増進に努める予算となっております。

国民健康保険の被保険者の方々が、必要なときに必要な医療を安心して受けることができるように、より一層の経営努力を重ねられることをお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数でございます。よつて、議第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第27号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽市民生活部長。

巽市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、議第27号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,300万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出の方からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費196万7,000円を計上いたしております。2項1目徴収費98万8,000円を計上いたしております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億7,939万5,000円を計上いたしております。

3款1項1目保険料還付金50万円を計上いたしております。1枚めくっていただきまして、9ページ、2目還付加算金10万円を計上いたしております。

4款1項1目予備費5万円を計上いたしております。

続きまして、歳入の方でございます。6ページをお願いしたいと思います。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料1億7,318万7,000円を計上いたしております。2目普通徴収保険料1億813万円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目証明手数料1万円を計上いたしております。2目督促手数料1万円を計上いたしております。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億100万3,000円を計上いたしております。

4款繰越金、1項1目繰越金1万円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、7ページ、5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1万円を計上いたしております。2目過料1万円を計上いたしております。2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金50万円を計上いたしております。2目還付加算金10万円を計上いたしております。3項1目預金利子1万円を計上いたしております。4項雑入、1目弁償金1万円を計上いたしております。2目雑入1万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 議第27号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算について、若干の質疑をしておきたい、このように思います。

基本的なところでありますけれども、葛城市における被保険者の推移ですね。直近の推移でいいです。平成27年、平成28年、平成29年と、それから県内における被保険者の推移も同じ年度で教えていただきたいということと、それとあわせて、医療給付費の推移もどのようになっているか、数字をお聞きしておきたいということでもあります。

それから、後期高齢者医療保険料は、これは多くの方が、月額1万8,000円以上の方は年金から天引きされているわけで、徴収率はびっくりするぐらいいいわけなんですけども、しかし、その中でもやっぱり滞納があるわけで、滞納者の実態、そして短期保険証の発行状況ですね。もちろん発行してないと思っておりますけれども、資格証明書の発行状況についてもお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願い致します。

まず最初に、被保険者の人数の推移ということでございます。平成27年度、合計で4,216人でございます。葛城市の人数です。平成29年の2月現在が4,376名でございます。県の方の数字が、資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどご報告の方をさせていただきます。医療費の給付費の推移も、今手持ちの資料がございませんので、それの方も申しわけないですが後ほど。

あと、資格書の方なんですけど、6カ月の短期保険者証の方を出しております。こちらの方

につきましては、平成27年度6月1日現在で18名ございました。今年度、2月現在では12名ということで、6人、短期保険者証の方は減っております。資格証明書の方は、こちらの方は誰にも発行はいたしておりません。

以上でございます。

朝岡委員長 森本課長、滞納の方の数というのはわからないのですか。滞納状況を聞いておられたでしょう。

森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。

滞納者数の実態ということで、平成28年度末の数字が、滞納者数が6月1日現在で52名ございました。平成28年、平成29年の2月現在の52人ということで、こちらの方には毎月督促なり催告状の方を年2回出させていただいているんですが、まだ今年度につきましては推移が変わっておらないということで、申しわけございません。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 森本課長の方からご答弁をいただきました。

被保険者数の葛城市あるいは奈良県内における推移とは葛城市における給付費、奈良県における給付費という形でお聞きをいたしました。これは後期高齢者医療制度の保険料を決める基礎になるんですね。2年ごとに被保険者の数と給付費のその額によって、それぞれの都道府県単位で決めていくわけでありまして。平成28年度にも、金額はそんなに多くはなかったですけども、約0.49%、年額で350円引き上げられたということでありまして。

多分、課長の答弁では、葛城市の被保険者の数が、4,216人から4,376人、160人ふえているということでありまして、奈良県下では更にふえているでしょうし、また給付費もふえているということでありまして。そういうことになれば、平成30年度、これは2年ごとの保険料の改定によってまた上げられると、こういうことになってくるんですね。先ほど来議論しました国保でも、もう制度が決まってしまうと、これは保険税が上がるということになるので、本当に市民、高齢者には大きな負担になっていくということだというふうに思います。

国保と違って、後期高齢者、75歳以上のお年寄りには、まさにこの医療保険証というのは命の綱で、普通徴収されている人も本当に収納率が高いですね。介護保険と比べたら、国保と比べたらうんと高い。これは喜んでいいのかわからない。評価が分かれるところだというふうに思いますけれども、それでも、やっぱり滞納が余儀なくされている人が52人いはるわけですね。そんな中で6カ月以上滞納したら、短期保険証、6カ月証が渡されるというわけですね。75歳、80歳になって、一般の病院の窓口で短期保険証を出すのは、これは本当に肩身の狭い思いですね。こんなことはお年寄りに、年金生活してる人に強いるのは、私はもういかがなものかというふうに思っております。

国の制度として実施せざるを得ない、こういう会計でありますけれども、私は民主党政権が、それこそこの政権をとったら後期高齢者医療制度はやめますと期待しとったんですけども、結局残ってしまって、本当にお年寄りに過酷な、2年に1回保険料が見直されて上がっていくという、こんな制度を継続するというのは、これはもう容認できないというこ

とであります。

以上であります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

白石委員。

白石委員 議第27号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられて、強制的にこの制度に加入をさせられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

昨年、2年ごとの保険料の改定が実施をされ、平成28年度予算において所得割が8.57%から0.35%引き上げられ8.92%に、均等割は4万4,700円から100円引き上げられ4万4,800円となりました。平均年間保険料は7万1,904円になり、350円の負担増となったのであります。後期高齢者医療制度は保険料が2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みになっています。平成20年の制度導入のときの葛城市の平均年間保険料は6万3,396円でしたが、平成22年には6万4,209円、平成24年には6万9,961円と2年ごとに引き上げられ、平成28年度の見直しで平均年間保険料は7万1,904円となり、導入時から11.3%、8,508円も引き上げられています。

厚生労働省は8年後の平成37年には後期高齢者の人口比率が12.9%となり、年間保険料は9万5,976円になると試算をしています。消費税の増税や、年金が連続して引き下げられ、厳しい生活を余儀なくされている高齢者の暮らしに際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。

平成27年度の決算では、被保険者4,216人のうち、収入が月額1万5,000円未満の方々が対象となる普通徴収者、944人います。被保険者の22.4%を占めています。この普通徴収者の保険料の滞納者は52人となっています。普通徴収者の20人に1人の方が滞納をされているという状況です。6カ月以上の滞納者等に対して発行している6カ月短期保険証の発行は、現在決算では18人でしたけれども、12人になっているということでもあります。払いたくても払えない高齢者が存在をするということでもあります。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として、収入のない人や少ない人の保険料を減免する独自の制度をつくって、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが肯定されています。これまで75歳以上の高齢者は、老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の

取り上げが法律で禁止されていました。これが老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。こんな制度では、無年金や低年金など収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証交付制度は直ちに廃止すべきと考えます。

後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために、高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける本特別会計は認めがたいものであります。

終わりです。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

増田委員。

増田委員 議第27号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、少子高齢化社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また、従来の老人保健制度が抱える問題を解決するために創設されたものでございます。この制度につきましては、保険料軽減措置の拡充、それから口座振替納付の選択など、改善策が実施されております。被保険者の方々に一定の理解を得て、制度の定着が図られつつあるというふうに認識をしております。

平成29年度の予算は3億8,300万円で、昨年と比較いたしまして約7%の増となっております。収入面の主な増額の要因でございしますが、被保険者数の増加に伴う保険料が増額となっております。また、保険料軽減措置の拡充に伴いまして、一般会計から補てんされる保険基盤安定繰入金が増額というふうになっております。歳出面では、歳入の保険料の増額にともない、広域連合へ納付する後期高齢者医療広域連合納付金が、約2,500万円の増額となっております。高齢化社会が進む今後におきまして、この制度が高齢者の方々に安心して受けられる持続可能な制度となるため、財政運営のことを十分勘案し編成された予算であるというふうに思われます。

今後とも、県並びに広域連合との連携を密にいただきまして、現行制度の円滑な運営を図るとともに、より一層安定した高齢者医療制度の構築に向け努力されることを望みまして、賛成の立場としての討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数でございします。よって、議第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第25号、平成29年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽市民生活部長。

巽市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、議第25号、平成29年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,230万円と定めるものでございます。続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款1項1目霊苑事業費650万円を計上いたしております。

2款諸支出金、1項基金費、1目霊苑整備基金費1,560万円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、9ページ、3款1項1目予備費20万円を計上いたしております。

続きまして、歳入の方でございます。6ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項管理料、1目霊苑管理料900万4,000円を計上いたしております。2項手数料、1目霊苑手数料2,000円を計上いたしております。3項使用料、1目霊苑使用料900万円を計上いたしております。

2款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金329万4,000円を計上いたしております。

3款1項1目繰越金100万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、霊苑事業について、まず8ページの霊苑事業費、23節償還金利子及び割引料で、墓地の返還、毎年質問しているわけやけど、今年は予算に対してA区画、B区画、C区画がどうなっているのかということと、もう実績がわかると思いますので、平成28年の実績、当初予算に対してどのぐらい返還があったのか。

それから、6ページの歳入ですけれども、霊苑使用料については、平成26年から毎年公募をかけてるということで、金額は毎年同じ金額になっているけど、この計算は毎年B区画で計算しているの、去年と一緒やということやな。それに対して、これも平成28年の実績をお願いしたい。

それから、霊苑管理料については、今年が多い年になってると思うんやけども、これの内訳。3点、よろしくお願いします。

朝岡委員長 西川環境課長。

西川環境課長 まず、償還金の件数の方から申し上げます。平成28年の実績が、A区画で2件、B区

画が7件、C区画1件の計10件で、平成29年の予算で、A区画が2件、B区画7件、C区画2件の計上でございます。

次に償還金の計算方法は、27万円掛ける、未使用として6割という計算、Bが45万円掛ける6割、Cが90万掛ける6割の計算です。

平成28年の公募の実績でございますが、A区画が1件、B区画8件、C区画0件、9件の公募でございます。

平成29年の管理料が、A区画が103件、B区画648件、C区画109件の計860件です。それと、公募に伴います管理料として、B区画換算につきまして20件でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 管理料の計算は、A、B、C、毎年一緒やな。平成28年の償還金の実績を今聞かせてもらって、10件ということでしたが、平成28年度の当初予算では9件であった。ということは、1件分足らんということか。平成28年の予算のときは、それだけ見てないわけやろ。B区画6件しか見てないわけや。平成28年度予算のときは、実際7件行ったわけやな。返還してるわけやんか。ということは予算足らんの違うかいうのや。流用するのか。

当初、A区画が2区画やろ。平成28年度予算の説明では、B区画が6件や。Cが1件と、こうなっとったわけやろ。248万4,000円や、当初。平成28年予算よ。ほんなら、B区画が6件のやつが7件になったら金が足らんやろうちゅうねん。違うの。

それと、墓地の公募の実績は平成28年度で9件であったという報告をいただきました。ということは、平成26年からの実績を見ると、予算上はある程度計上してあるが、実質は年間10件前後ということになっている。それでも毎年公募するのかということになる。

これだけ、手間暇かけて、公募しても応募がないのであれば、やっぱり元の形の2年に1回に戻すのか、毎年するのかという考え方を答弁してほしい。

それと、追加の質問ですが、霊園整備基金の状況を教えてもらいたい。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 平成28年度の償還金の内訳ですが、C区画で使用済みが1件で、B区画での使用済みが2件ありまして、予算上では元価格の6割を返すとなっておりますが、使用済みの場合は2割返すということになりますので、予算上、今のところは足りております。

基金でございますが、平成28年度の増減では、増分が263万2,316円で、平成28年度末予定で2億5,076万3,000円でございます。平成28年度末で約2億5,000万円でございます。

募集方法につきましては以前、2年おきに1回公募としておりましたが、市民の皆さん方から、今年は募集がないのという意見もありまして、毎年公募したところが9件、10件というところでございますが、今の現在でも、また来年は公募があるのかどうか聞かれてる方もありますので、今のところ、少ないですが毎年やっぺいこうかなと思っております。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 募集は少なくとも、毎年やっぺいこうと、こういうことやな。それとこれも毎年質問している滞納額は、毎年毎年、恐らくふえていると思う。今のところで200万円ほどあるのかな、管理料だけで。ずっとトータルしたらもっとになるのかな。ということは、滞納があったか

て収入があったら差し引き減っていくけども、入ってくる金より入らん金がふえてきてるわけやんか。そうでもないの。平成28年末で滞納の件数と金額だけ教えて。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 平成28年度の滞納額でございますが、継続現年分、平成28年度分の現年分で3件で4万2,120円、それと滞繰分で16人の方で27万8,280円、合計で32万400円が未納滞納となっております。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 ということは、かなりお金が入っているということやな。平成28年にほとんど入っているということやな。入るということは一番ええことやからな。今はざっと32万円余りの滞納で済んでると、それだけ集金しましたよと、こういうことやな。わかりました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 先ほど2年に1回か、毎年かという話があったわけですが、使用する立場からいうと、やっぱり年忌というか、3回忌とか7回忌とか、その人によってタイミングが違うので、毎年またやはりお願いしときたいと思います。

朝岡委員長 要望ということで。

ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 関連ということになります。事項別明細書の8ページの1目霊苑事業費の償還金なんですけれども、この償還金の額が近年では300万円超える、こういう状況になってきている。確かに私どももいろいろ使用者の方から、もう息子も東京から帰ってけえへんと、それで墓を見てもらう人がいなくなってどうしようか、こういうふうに言われる人が結構ふえてきてんねんね。しかし、90万円かけて、C区画で巻石もしてたけども、90万円だから償還金が6割で、54万円。やっぱりもったいないなという感じが一方あります。先ほど来の説明で、未使用で巻石をただけの場合6割ですね。それから、使用済み、ちゃんと石塔が立ってたという分が2割ということなんですけども、使用してた分については、ちゃんと更地にして、そして巻石もとるんですか。

その中古の分を使用する場合は安くなるんですか。その辺をちょっと聞きたいなど。それで基準と、実際に公募して、私はその安い方がよろしいですわと、ちゃんと撤去してもらったら構わない。安かったらいいという人も出てくると思う。その辺、どのように考えられるのか聞きたいというふうに思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 公募する際の実際に納骨された部分は公募する区画には今のところ入れておりません。巻石はされていても、実際納骨をしてないところは募集区画には入れてますが、実際に納骨されて、石塔が実際に立っていて、それを改装されたところは募集区画には入れておりません。

白石委員 巻石だけ入れてるの。

西川環境課長 巻石がある部分はそのままで、全く更地の区画も、使用済みといいますか、一旦買われて返還された部分も使用料は同じ値段です。

朝岡委員長 60%、20%というのは難しいな。根拠は、条例で決まっているんやな。

西川環境課長 6割、2割の根拠はわかりかねます。

白石委員 誰かが決めたんや。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 答えにくい質問をして申しわけありませんけれども、確認をしておきたいと思います。納骨をしているけれども、一応石塔も巻石もとって更地にした。これは基本的に撤去してもらおうということですが、そのような区画は、現在は公募には入れてないということですね。それが1つ。

そして、未使用で巻石のみであったところ、これについては巻石をそのままでも、撤去してもらってでも、これは公募の対象に入れているということですね。それが2つ。

そして、公募に入れてない部分は別にして、それらの巻石でした分、あるいは巻石をしてないまま返還してきた分、巻石を撤去した分を含めて、これは公募して、そのまま未使用として90万円で使用料をとっている。なかなかぼっこいな。そこでそういう話が出てくるわけなんです。何で6割やねんと。もうかるやないかいと。何で2割なんやと。もうかるやないかいみたいな、そんな話。2割の分はないというふうに考えて、だから基準が、6割が正しいのか、適当なのかどうか。これを1回、公営のそういう墓地を運営してはるところはほかにもあると思うんですね。だから、そういう例を1回調べていただいて、この6割が適当なのかどうか。

私は別に、やっぱり歯抜けにするよりも、それは公募してお使いいただくということはいいことやと思うんですけども、確かに更地にしたら見分けがつかない。しかし、墓地の使用料は変わらない。それを言われれば確かに中古ではない。ちょっと難しい判断やな。そういう疑問が、市民の皆さんからそういう声が届いてきているので、6割が適当なのか、その根拠がどこにあるのかなということでお聞きしました。また教えていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 教えていただきたいんですけど、余り難しくない質問でございます。歳出の委託料の緑化植栽管理委託料187万円で、この霊苑事業のエリアというか、山麓公園というのかな、入り口の。どこからこの霊苑事業の守備範囲というんですか、エリアに入っていくのか、教えていただけますか。それだけで結構です。

朝岡委員長 西川環境課長。

西川環境課長 霊苑の緑化管理のエリアとしましては、要は霊苑の部分といいますか、アカメガシの囲ってる部分をシルバーに委託しております。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。要するに、霊苑事業の範囲としては、ずっとのぼっていった道の左側だけ、

右側は山麓公園の敷地内というんですか、事業の中に入っている。右側の公園とか駐車場は山麓公園の管理の中に入っているということですね。わかりました。ありがとうございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 この霊苑使用料の、27万円、45万円、90万円は、いつから改正されていないのか知らんけど、物価上昇とかいろんな理由で値上げする気は全然ないの。ということは、霊苑が完成して条例で使用料を決めたときに、定期的に見直すということになってるやろう。もう何十年改正してない。買う人は安いと思うけど、そこらを検討していかないと、こんな基金2億5,000万円で喜んでいるけど、造成していこうと思うたら、こんな金ではやっていかれへん。そのために基金をためてるわけやから。やはりある程度、5年なら5年たったら見直すとか、そういう考え方はないんかな。そこらだけ担当課としてどう思うのか。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 使用料の経過としましては、当初の昭和62年の当方で、A区画が21万円、Bで35万円、Cで70万円でした。その後、平成元年でA区画が23万円、B区画38万円、C区画76万円と変わりました。それから、平成4年にAが25万円、Bが42万円、Cが84万円と変わっております。それから、平成9年でAが今と同じ27万円、Bが45万円、Cが90万円と変わっております。おっしゃるように、今後変えていく計画はどうかということになりますが、今のところは何とも申し上げられません。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 検討させていただきます。これは社会状況とか、いろんなものに影響されると思うんです。

それで今、残区画を確認しましたら、リカウントで300ほどまだございます。ですから、そのときそのときの需給バランスですのでね。そやから、そういうことも勘案して、どの辺が相場なのかということも考えていかなあかんのかなと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 相場というたら、全然違う話や。今、墓地いうたら90センチ角が1坪や。葛城市の霊苑の最低の区画でも2坪ある。民間の霊苑でそんな1坪十何万円みたいなの、あることない。そやからかなり安い。その使用料に関心ないというのは、こんなこと言うたら悪いけど、今もう土地代ただになっているので、余計に関心ないと思います。土地の取得に原価かかっただけでもっと関心あるけど、土地は合併前に全部寄附してあるので原価がかかっていない。そやから、感触が鈍いん違うかとわしは言いたい。これが本当に土地の取得に原価がかかっていたら、金利もついてくる。上げないとやっていけない。そういうこともちょっと頭に入れておいてほしいということをお願いしたいわけです。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 検討していきます。ただ、ある種税金を投入している事業ですので、そやから、純粋にどうかこうかというところと、ちょっと勘案する部分というのは変わってくるのかなと思います。今後、1つの検討課題としていただいたらと思っております。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようでございますので、討論も終結します。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。先ほど白石委員の質問、保留になっていた件、資料の方がそろいましたのでお伝えいたします。

後期高齢の県全体の人数ということでした。平成26年度、だから平成27年3月末で17万7,347人でございます。平成27年度、平成28年3月末で18万4,463名でございます。平成28年度、まだ1月末の数字しか出ておりませんが、19万1,374名でございます。

医療費の件のことでございます。平成26年度におきまして、葛城市の方では医療費の方、36億4,180万2,655円でございます。平成27年度におきましては、葛城市では37億6,873万4,588円でした。

以上でございます。

朝岡委員長 休憩をいたします。

休 憩 午後3時08分

再 開 午後3時25分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第21号、平成29年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

それでは、本案につき、提案者の内容説明を求めます。

水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 保健福祉部長の水原でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程になっております議第21号、平成29年度葛城市介護保険特別会計予算につきましてご説明させていただきます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億6,250万円と定めるものでございます。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,290万円と定めるも

のでございます。

それでは、保険事業勘定から、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では209万1,000円を計上、2目連合会負担金では93万9,000円を計上、3目計画策定委員会費では448万6,000円を計上いたしております。2項徴収費、1目賦課徴収費では128万1,000円を計上いたしております。次の15ページをお願いいたします。3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費では943万8,000円計上いたしております。2目認定調査等費では2,009万5,000円を計上いたしております。

2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では21億4,305万3,000円を計上、2目介護予防サービス等諸費では1億3,191万4,000円を計上いたしております。2項その他諸費、1目審査支払手数料では310万8,000円を計上いたしております。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費では6,295万9,000円を計上いたしております。次の17ページをお願いいたします。4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費では1億2,362万9,000円を計上いたしております。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では7,496万9,000円を計上、2目介護予防ケアマネジメント事業費では2,590万8,000円を計上いたしております。2項一般介護予防事業、1目一般介護予防事業費では1,308万1,000円と計上いたしております。19ページをお願いいたします。3項包括的支援事業・任意事業、1目総合相談・権利擁護事業費では1万6,000円を計上いたしております。2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では937万9,000円を計上いたしております。3目任意事業費では3,462万円を計上いたしております。

4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金では4,000円を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では40万円を計上いたしております。2目償還金では8万円を計上いたしております。3目第1号被保険者保険料還付加算金では5万円を計上いたしております。

6款予備費、1項1目予備費では100万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。10ページにお戻りください。

歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では6億306万3,000円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料では1万円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では4億4,471万9,000円を計上いたしております。2項国庫補助金、1目調整交付金で7,542万9,000円を計上いたしております。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では2,280万1,000円を計上いたしております。11ページをお願いいたします。3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援相互事業以外では1,717万5,000円を計上いたしております。4目総合事業

調整交付金では368万円を計上いたしております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では6億9,011万5,000円を計上いたしております。2目地域支援事業支援交付金では3,191万8,000円を計上いたしております。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では3億5,631万5,000円を計上いたしております。2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,425万4,000円を計上いたしております。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では859万2,000円を計上いたしております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では4,000円を計上いたしております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では3億808万3,000円を計上いたしております。2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,424万4,000円を計上いたしております。3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では858万2,000円を計上いたしております。4目その他一般会計繰入金では3,833万円を計上いたしております。5目低所得者保険料軽減繰入金では612万9,000円を計上いたしております。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金で1,892万7,000円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。8款繰越金、1項1目繰越金では1万円を計上いたしております。

9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金では2万円を計上いたしております。2目過料で2万円を計上いたしております。2項預金利子、1目預金利子では2万円を計上いたしております。3項雑入、1目第三者納付金では2万円を、2目返納金で2万円を、3目雑入では2万円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出のご説明をさせていただきます。25ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では508万1,000円を計上いたしております。

2款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では1,770万9,000円を計上いたしております。

3款諸支出金、1項1目償還金では1万円を計上いたしております。

4款予備費、1項1目予備費では10万円を計上いたしております。

続きまして、歳入でございます。24ページをお願いいたします。1款サービス収入、1項1目介護予防サービス費収入では2,075万5,000円を計上いたしております。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金では213万5,000円を計上いたしております。

3款諸収入、1項1目雑入で1万円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 議第21号、平成29年度葛城市介護保険特別会計予算について、若干の質疑をしておきたい、このように思います。第6期介護保険事業計画の最終年度の予算ということでもあります。平成27年度に策定された標準給付費あるいは地域支援事業費等の見込みがあるわけでありまして、平成29年の予算編成に当たって、3カ年の計画がどうであったかという点で、総給付費あるいは地域支援事業、そして、特定入所者介護サービス等給付費、これらの見込み、計画がどうであったかという点をお示しいただきたいというふうに思います。

それから、平成29年度4月から、全ての市町村が要支援者の訪問介護、通所介護を介護保険の制度から外して、総合事業へ移行をするということになるわけでありまして、着々と準備をしてきているわけでありまして、予算編成上、どういう点が、地域支援事業が中心で行われるわけでありまして、予算上あるいは具体的なサービス提供の事業がどのように変わるのか、概括的でよろしいですから、まずご説明を受けておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

朝岡委員長 西川長寿福祉課長。

西川長寿福祉課長 長寿福祉課の西川でございます。よろしくお願いたします。

まず、介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の計画値に対する状況をお答えさせていただきます。平成28年度の実績を勘案いたしまして、計画値に対して居宅介護サービス費は99.6%の執行率、それから、居宅介護予防サービス費におきましては、同じく平成28年度の実績を勘案いたしまして、64.1%の執行率でございます。居宅介護サービス費は、平成27年度からの計画値のプラスマイナス3%以内で推移しておっております。一方で、介護予防サービス費におきましては、第6期に入って計画値を大きく下回っております。こちらは介護予防の訪問介護や介護予防の通所介護などが、介護報酬が減にされたもので、それに伴うものと考えております。

先に、地域支援事業費の予算編成が前年度より変わった点を説明させていただきます。介護予防・日常生活支援総合事業が本年4月から開始になります。地域支援事業費におきまして、1次予防、2次予防事業がなくなりまして、従来の要支援1・2の認定を受けておられた方、それにプラス、基本チェックリストがございます。25項目があるんですけども、そちらの生活機能低下の項目に該当される方を対象とした介護予防・生活支援サービス事業ということで、訪問介護と通所介護の方がそちらの方に移行になります。保険給付費と支援計画を立てる介護予防ケアマネジメントというのと、国民健康保険連合会における審査手数料が増となっております。

あと、特定入所者介護サービスにつきましては、計画値に対しまして、執行率が平成27年の計画値におきましては19.4%の増、それから、平成28年におきましては27.7%の増となっております。

以上でございます。

白石委員 平成29年度の予算を含めて、3カ年の計画値からしたら、どの程度になるかというのはわ

からないかな。

西川長寿福祉課長 すいません、後ほど答弁します。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 介護保険制度そのものが、平成12年にスタートして、かれこれ17年たつ中で、制度がころころ変わってきて、本当にわかりにくい制度になってしまって、さらにこのたびは要支援1、要支援2の方々が介護保険制度から外れて、市町村が主体となっていく地域支援事業に移行されるということになるわけでありまして。

サービスそのものは、国はやはりできるだけ経費を抑えるということで、ボランティア等も活用して、訪問介護や通所におけるそのメンバーとして使っていくという、そういうことができるということになっておりますし、また、課長の説明にもあったように、介護認定を受けるまでもなく、チェックリストをつくって、そこでこれに関しては、これはもちろんケアマネがするのかな、こういうサービスを提供していくという形で、これまで認定という形で一定の時間をかけてかかりつけ医師の意見書もつくってやってきたんですけども、それが、これは包括がするんですか、チェックリスト25項目と言いましたか、そのチェックリストに基づいて振り分けていくということになってきて、それはそれで、今後葛城市がそれぞれ介護保険制度にまさるとも劣らないサービスを提供して、に単に経費を削減していくということだけでなく、行政と地域が支えていくということになればいいんですけども。

やはり経費を削減していくということだけに目をとられてしまうと、訪問介護のサービスでも、資格のあるヘルパーさんが家事のお手伝いをするということだけでなく、まさにそれぞれの方々の健康状態、精神状態とか、その生活ぶりの様子を見て、専門的な立場からサービスを提供してきた。それがボランティアでもできるということになってくるわけで、サービスの低下そのものがやはり危惧されるわけでありましてけども、そういうボランティアの養成とか、そこはどんな形でされているのか、どういう活用をされていくのか、ちょっとお聞きをしておきたいというふうに思うんですけどもね。

実際に、要支援1・2の方々が、これまで受けられていたサービス、これが具体的にどのように変わるのか、いやいや、もう全く変わりませんと、ただ、訪問していく訪問者が変わってくる、あるいは通所サービスでの、その施設でのサービス提供者が変わってくるということだけなのか、その辺も一番危惧するところであります。

やはり高齢者の健康とか、認知症の程度とか、生活後退の程度とか、そういうことを見ていくのは、なかなかボランティアでは難しいんじゃないかというふうには思うんですけどね。本当に目的としている介護を受けなくてもいいような、そういう状況をできるだけ長く維持をするということの目的も達成することができるようなサービス提供、そういう体制が本当にあるのかという点をお伺いしておきたい、このように思います。

なかなかここで突然の質疑で、実際に平成27年、平成28年の決算見込み、平成29年度の予算に基づいて、それぞれの年度の計画値に対してどうであったか、トータルで3カ年の計画値に対してどうであったかということが知りたかったわけでありましてけども、これはもう後で教えていただきたい、こういうふうに思いますけれども。

とりあえずそのところ、新年度の一番のメインの事業だと思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 ただいまの白石委員のご質問でございます。

まず、新しく総合事業が始まりまして、従来の要介護認定、要支援の認定を受けておられた方なんですけれども、これからは、更新の場合は、窓口など、既にもうサービスを受けておられる方で、更新のときにはチェックリストでまず判断させていただきます。それと、サービスの内容が訪問介護、通所介護に限りましては、もうその時点でチェックリストをさせていただきます。認定を受けなくても可となれば、そのまま総合事業の方で訪問介護、通所介護の利用となります。

新規で窓口に来られた場合は、地域包括支援センターのケアマネージャーの方がチェックリスト聞き取りをさせていただいて、認定を受けるか、また、相互事業の方に進んでいただくかを判断させていただきます。その後は、同じように従来の介護予防ケアマネジメントということで、予防プランを立てさせていただきますして、事業者の方なんですけれども、従来の事業所で受けていただくようになっておりますので、サービスの低下を招くようなことはないようにさせていただきたいと思っております。単位数も今の状況の上限として、それ以下という形になってきます。相当となってきます。

ボランティアの方なんですけれども、今回の一般の介護予防の事業費の方にも事業費を計上させていただいております。生活応援サポーターということで、平成28年度も、今年度も既にやっておるんですが、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯がふえていく中で、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民による支えが必要不可欠となっております。高齢者の暮らしを支える新たな支援者として、生活応援サポーターを養成いたしました。養成講座では、介護保険制度や高齢者の特徴、支援のポイントを学んでもらい、研修終了後におきましては、生活応援サポーターとして、ボランティアとして登録させていただきます。内容といたしましては、見守りを兼ねた軽作業、例えば話し相手、安否確認、それから簡単な室内清掃、簡単な屋外清掃、ごみ出し、洗濯、布団干しなど、基本、利用者様の自立支援ということになりますので、利用者様と一緒に行っていただき、その活動に今回ポイントを付与して、年間で年度末に換金をさせていただくような制度をつくっております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 西川課長からご説明をいただきました。実際に、現在認定をされて、サービスを受けている方については、更新時において、ケアマネの方でチェックリストにおいて、これは地域支援事業で行きます、これは介護保険の方で行きますと、こういう判断をするわけやな。新規の方は、とりあえず包括において、この25項目のチェックリストに基づいて判断をします。それで必要であれば認定の手続をとる、こういう仕組みになってくるということでもあります。

これが被保険者の方々、あるいは利用者の方々の立場に立ってやっていただければ、何も

問題はないと思いますけれども、厚労省から、あるいは県からかもわかりませんが、もっと事業費を圧縮しなさいと、こう言われてきたら、ただ認定を受けるよりも、チェックリストで総合事業に行きなさいと、こうなったのでは困るわけですね。皆さん、介護保険を受けられる権利があるわけですから、そういう権利はきちっと尊重しなければならない、ちゃんとした説明もしななきゃならないというふうに思います。

現状では、サービスの内容、あるいは、そのサービスに対する報酬というか、単価というか、そういうものについても相当分変わらないというふうにお聞きをいたしました。ボランティアについても、講習講座を受けていただいて、実際のサービスの中身については、これはもう専門的なところでのサービスにかかわるといことはなかなかできないというふうに思いますけれども、本当に軽作業というか、そういうサービスに従事していただいて、事業所等のヘルパーさんと協力をして、単独でもやるのかな、実施をしていくということになります。

課長が言ったように、制度だけではなくて、地域社会が支えていくということ、これはもう大事なことです。大いに地域で支えていただくボランティアの方々を養成し、そして、次はみずからが世話になっていくというときにも心構えをつくっていくことも大事ですのですね。それでそれらのポイントは換金するねんな。わかりました。

とにかく、私たち、いろいろな不安も聞くところであります。そういう不安が払拭できるような地域支援事業等にさせていただいて、単に国の制度改正方針だけに進むのではなくて、葛城市独自のいいサービスをつくっていく、地域支援事業をつくっていく、こういうところで臨んでいただきたい。しかし、なかなか大変なことですね。これだけのスタッフで大丈夫ですか。もっと、人が必要だったら、市長に要求をしてスタッフをふやしてもらおうということもしないと、ちょっと不安が残りますね。大変なお仕事をしていただいているということは、僕はよく自覚していますけれども、そこへ持って来て、この事業が来るわけですから、その点は、しかし、そうだからといって手を抜いてもらったら困るわけですから、ぜひよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

といって、私はこの総合支援事業には賛成しているわけではない。これはやっぱりちゃんと介護保険でしていかないといかんと、いうことを言うてるわけであって、しかし、これは私がいくら言っても、これは国の制度ですので、それに基づいて市もするわけですので、やるからにはよりよいものをつくりやっってもらわないかん、こういうことになるわけですね。そこはやっぱりしっかりと市民の皆さんと応援もしながら見ていきたいというふうに思います。

朝岡委員長 質疑はほかにございませんでしょうか。

山本委員。

山本委員 18ページ、3款の1目一般介護予防事業費の中で、13節委託料の中に、いきいきヘルス事業委託料350万円、だれでもできる水中運動教室委託料、はつらつ健康教室委託料とあります。この中で、だれでもできる水中運動教室委託料というのは何となく想像ができるんですけど、いきいきヘルス事業の委託料とはつらつ健康教室、何かニュアンス的に似てるような

気がするんですけど、この違いって何なんでしょうか。ここの事業の説明をしていただきたいのと、あと20ページ、19ページから続いているところの3目任意事業費の中で、ここも13節委託料の中で、食の自立支援栄養改善事業委託料592万円、この事業の中の実施状況及び成果を聞きたい。それと、同じ節の中で、生活支援体制整備事業委託料800万円とありますけど、この内容について教えていただきたいと思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 長寿福祉課の西川です。よろしくお願いたします。

まず、いきいきヘルス事業委託料なんですけれども、こちらは社会福祉協議会の方に委託しておりまして、各地域から、基本は寿連合会、老人会に入っておられる方が対象なんですけれども、社会福祉協議会の社協のゆうあいステーションの方に行っていたら、お食事なり、余興を楽しんでいただくような形で、年間30回開催しております。

それから、はつらつ健康教室なんですけれども、こちらはウェルネス新庄で年間3回、3カ月で1クールなんですけれども、運動教室を実施いたしております。

食の自立支援の栄養改善事業委託料592万円なんですけれども、こちらは笹堂の株式会社タクサンという事業所があるんですけれども、そちらの方に希望されたら月曜日から金曜日、平日の昼食なんですけれども、お弁当を配布しております。1食330円でさせていただいております。今現在、ひと月85名前後で受けていただいております。

それから、生活支援体制整備事業委託料800万円ですが、こちらにも社協の方の社会福祉士の方をお願いしておりまして、多様な日常生活上の支援体制の充実強化に向けまして、市が主体となってボランティアや社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体との連携によりまして、社会福祉協議会におきまして生活支援コーディネーター、これは地域支え合い推進員というんですけれども、こちらを委託して配置していただいております。こちらは既存のサロンへの訪問や、これから立ち上げていきたいと考えておられる方々の交流会を開催していただいたり、地域の高齢者の相談、それからボランティア活動を支援していただいております。もちろん、地域包括と共同でやらせていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 いきいきヘルス事業は年間30回ですかね。こちらはまあ回数的にも、月約3回近くあるのかなと理解できるんですけど、はつらつ教室に関しては、ウェルネスの方で年間3回で3カ月毎にあるということですか。

予防というのは、本当に継続して結果が出るものじゃないのかなとは思いますが、それだけの期間があいて、実際効果がどうなのかなというのは、私も一時介護の方の仕事に入っていたことがありまして、やはり持続的な部分が非常に大事じゃないのかなというふうに思いますので、3カ月クールというのは果たしてどうなのかなという、ちょっとクエスチョンがあります。また、今年初めての事業になるので、今後、また考えていただけたらと思いますので。

それと、任意事業の中の食の自立支援及び生活支援体制整備事業委託料に関しましては説

明していただきまして、よく理解できましたので、ありがとうございます。

以上でございます。

朝岡委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 今おっしゃっていただきましたウェルネスのはつらつ健康教室は今年度初めての事業ではありません。もう何年も前から継続してやっております。

朝岡委員長 質疑は、ほかにごありませんか。

増田委員。

増田委員 少しお聞きをします。先ほど応援サポーター、私、聞き洩らしてしまって、どこの事業やったか、もう一度教えていただきたい。ひとり暮らしの方への訪問ということで、非常に身近な、私も大字の中で、役員さんの中で役割分担を今いろいろと検討している中で、どうも大字の役員さんも隣の方が何をしているのかわからんというふうな実情、大きい大字になれば余計そうなんですけども、そういう意味でも、大字の中で、例えて言うたら、10軒から15軒ぐらい隣近所の範囲で見守れるというか、常に気をつけるような担当を輪番制で決めたりしたらいいかな、それによって近所の情報というか、お話に行くと、高齢者の方でしたらちょっと声かけするとか、大字のいろんな伝達網も含めた連絡係といいますか、訪問係みたいな、そういう体制をもう少し細分化した方がいいかなみたいなことを検討しているんですけども、そういうふうな大字での身近な活動に対して、そういう支援が、市として、県として、国として、制度としてあるのかどうか、ちょっとその辺のところをお聞きしたい。

それから、新規で入っております地域ケア会議推進事業の報償費、地域ケア会議委員報酬38万4,000円、それから地域ケア会議スーパーバイザー報償費、どのようなものか。

それから、もう一つ、認知症初期集中支援事業ということで、認知症初期集中支援業務委託料36万円と、認知症初期集中支援チームの検討委員報償費5万6,000円、これがセットになっているのかなと思います。その内容につきましても、若干ご説明をお願いします。

朝岡委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 長寿福祉課の西川でございます。よろしくお願いたします。

まず、生活応援サポーターに関連しましておっしゃっていただきました地域の見守り等のお話なんですけれども、例えば、兵家のイトーピアでは、民生委員さんを中心にして地域で自主的に訪問なりをしていただいております。また、今回のサポーター養成講座の方にも来ていただいております。市の方の施策といたしましては、毎日訪問員制度というものがございます。本当に毎日訪問していただきまして、報告書なりを書いていただいて、1日100円、毎月報告を市の方にさせていただくというような施策もございます。

それから、市の方では地域ケア会議は、以前からはやっておるんですが、費目替えになりまして、こちらに新しく上がってきていると思います。以前からやっております、地域ケア会議に来ていただきました専門職、弁護士さんとか司法書士さんとか、それから大学の教授さんとかに来ていただきましたら、1回8,000円をお渡ししております。

それから、認知症の初期集中支援の委託料でございます。こちらは認知症疾患医療センターの、御所市にあります秋津鴻池病院、そちらに認知症サポート医さんがおられます。それ

と精神保健福祉士さんがおられまして、地域包括支援センターの専門職、社会福祉士、保健師とで認知症の方やその家族と早期の段階からかかわる形で、認知症の初期集中支援チームを設置いたします。早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築していきます。そこで、さらに認知症地域支援推進員を地域包括支援センターにも現在配置しておりまして、関係機関と連携し、相談支援体制の確立を図っていきます。予算といたしましては、お医者様に1回2万円、それから精神保健福祉士様に1万円をお支払いするような予算組みでございます。

それから、認知症初期集中支援チーム検討委員の報償費でございます。認知症疾患医療センターの地域型であります秋津鴻池病院の、先ほど申しました認知症サポート医さんと精神保健福祉士と地域包括支援センターの専門職が認知症初期集中支援チームを構成いたします。その支援チームの活動に対しまして、報告、検討の機関として、検討委員会を設置させていただきます。委員構成は、医療、保健、福祉等に携わる関係機関の代表者等で構成をさせていただき予定しております。報償費といたしまして8,000円の7回の5万6,000円の計上となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。兵家のイトーピアの例を挙げていただきましたけども、毎日訪問に行ったら、その報告書と1日100円。それは原則毎日行かなあかんよ。そういうことですね。なかなか、そうになってしまうと、特定な方に行くということで、わからんでもないんですけども、もう少し地域全体として、支援をしていただけたら、各大字の中でそういう意識が高まるのかなというふうに思うんですけど。わかりました、一応参考にさせていただきます。

それから、地域ケア会議ですね。従前からやっていたというので、市議会も、昨年、こういう研修を九州の方にも出向きまして、優良事例とかも聞かせていただきました。非常に首長さんなり、担当の方の情熱といいますか、すごく思い入れの強い首長さん、私どもがたまたま行ったところが、元県の福祉部長か何かをされた方が市長になられて、非常に地域ケア会議については先進的に取り組んでおられて、お話を聞いてますと、もうなるほどな、なるほどなというふうなことがどんどん飛び出て、こういうものを地域でやっていただくことが望ましいのかなというお話も聞かせていただいて帰ったんですけども、先ほど白石委員がおっしゃられていたように、非常に人員的にも、とてもやないけど、それだけの人員体制を組むというのは、まだまだなかなかいろんな面で理解をしていただかなあかんのかなというふうには思ったんですけど。

ただ、そういう優良事例、もう十分、西川課長もそういう和光市とかも見ていただいて、優良事例、こうやったらええという理想論的なものは描いておられると思いますので、もう皆まで申しませんが、そういう理想に向かって進化していただけるようお願いしておくしかないかなと思います。

それから、認知症については、鴻池病院がいろいろと専門知識をお持ちなので、そこを中心にいろいろとご相談なり、早期治療発見をしていただいていると、こういうことかと思えます。私、この間、テレビを見ていたら、ある認知症の方が踏切で電車にひかれて亡くなられ

た。その方は認知症で、亡くなられたことは別として、認知症であったということで、靴に、これは個人情報もいろいろあって問題なのかなと思うんですけども、その地域には、この人がどこそこの人やということ QRコードに読み込ませて、いろんな服なり、靴なり、身の回りのものにぺたぺた張って、誰かが不審なそういう動きをされてる行動を見つけたときに、すぐにお聞きをして、どこの方かというのを確認できるような、そういうシステムをとっておられるということをおある自治体の事例で聞かせていただいたことがあるんですけども、葛城市として、今こういう認知症対策について、何かそういう、この方がそういう認知症で、若干徘徊の心配とか、ここにも徘徊高齢者家族支援事業24万4,000円の予算も組んでいただいておりますけども、そういう対策がどのようにされているのかということもあわせてお聞きをします。

朝岡委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 ただいまのご質問でございます。本市におきましては、徘徊されている方を見つける方法といたしまして今おっしゃっていただきましたシール、それからQRコードを携帯でかざしていただくと、葛城市役所の電話番号と、あと番号が出ますので、本市の方へ問い合わせさせていただきましたら、その方がどなたかという特定ができるようなシステムはつくらせていただいております。

それと、介護保険の方で、認知症で認定を受けておられましたら、福祉用具のレンタルの方で、先ほどおっしゃってございました靴にGPSをつけられる分がございます。それを登録していただきますと、お2人か3人のところに、半径何メートルかという設定をしていただいたら、そこから出ると警報がなるというか、連絡が行くとか、そういうふうな設定もできるようにしておりますので、そちらの方はまたご利用の方もふえてきております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 QRコードについては、すでにやっていたというのを、私、認識不足で申しわけございません。もう2、3年前からやっておられる、利用者も相当、100人とか200人とかいう単位ぐらいおられるんですね。普及をしておるとのことかなと思います。そういうことをされているのは、私が知らなかっただけで、当事者といいますか、関係される方は知っておられるかと思っておりますけども、もし周知不足であれば、またその辺の周知もしっかりしていただいて、こういう認知症徘徊事故のないような、そういう体制を更によろしく願い申し上げます。

朝岡委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 言い忘れましたが、先ほどのQRコードの登録の方は、今現在11名で、協力団体は、コンビニとか郵便局とかがあるんですけども、そちらは47団体となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 関連ということで、今、増田委員が言われた認知症のことについてお伺いいたします。

今、葛城市で認知症、隠れた認知症の方はわからないのでいいですけど、認知症というふう
に診断されている方というのはどのぐらいいらっしゃるのかという、人数というのはわかり
ますか。わからないかな。そうですか。

これから、地域で認知症サポーターなんかを構築されて、認知症にしっかりと力を入れて
いくというような、そういった流れの中で、我々、例えば認知症サポーター養成講座を受け
た我々はどんなことをしていくのかとか、もっと専門的にこれから認知症対策について、今
後どのように考えていらっしゃるかという、認知症だけに特化した考え方についてだけ聞か
せていただきたいと思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 長寿福祉課、西川でございます。

ただいまのご質問ですが、認知症サポーター養成講座は、平成27年度から現在までで21回
開催いたしまして、608名の方に受講はいただいております。ただ、サポーター養成講座を
受けただけで、1回受けただけで、なかなか認知症の方にお会いして、どんな対応をしたら
いいのかわからないというご意見もいただいております。ですので、今後はまたもう一度フォロ
ーアップではありませんが、そういう形でまた再受講という形で受講いただけるような形を
つくっていききたいなとは思っております。

それから、昨年度から認知症カフェという形で、葛城市内で2カ所していただいております。
新在家とそれから林堂の方の各施設といいますか、通所のサービス施設をされていると
ころとグループホームをされているところなんですけれども、片やかなりいろんな人が集ま
っていただいて、もう一つの方はなかなか人が集まっていだけないというような状況の中
で、市といたしましては、やはり市内に何カ所か、皆さんが立ち寄りいただけるようなと
ころ、認知症の方にこだわらず、認知症の家族の方も一緒に、また一般の方も来ていただ
いたらと思うんですけれども、そういう憩いの場をつくれたらと思ひまして、今年度は5カ
所で開催をしていただくような予算組みをさせていただきました。この予算を通させてい
たいただきましたら、すぐに公募にかかりまして、5カ所で認知症カフェという形でさせてい
たこうと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 副委員長。

川村副委員長 ありがとうございます。サポーター養成講座を受けたサポーターさんのこれからの活
用というものです。さっきポイント制とかと言われて、608名もいらっしゃるんですから、
これからの高齢者の見守りとか、そういったものに興味を持っていらっしゃる、現実の問題
として捉えていただいている方だと思いますし、十分にこれからこの方たちの活用というもの
を検討していただいて、やっていただきたいと思ひます。カフェについても、5カ所、これ
はいろんなところでそういう行き来するカフェというのはいいいことだと思いますので、どん
どんそういう立ち寄り所みたいな、相談、サポーターも当然そこへ行けるような体制とい
うのは構築していただきたいなというふうに思ひます。そして具体的に、どういう絵を描くか
というところには、今のような絵というのは1つの絵だと思いますので、大いにそれはやっ

ていただきたい。

さらにもっと、例えば認知症に特化して、例えばショートステイとか、そういった家族が認知症に対して、非常に介護が重苦しい状態になってくる。ただ、私のところの近くでも、そういった事例があるんですけども、デイに通っていらっしゃるけども、なかなか介護の、認知症の度合いによっても違うと思うんですけども、家族さんがかなり負担になってくる心境も考えて、例えば、その家族がどこかに出かけたときにショートステイとか、そういったところをお願いするような、そういった受け入れというのはできているのかなというのが気になるんですけども。私も勉強不足なので、どういうふうになって、そんな方がふえてきたときに、そういったところで受け入れられるのかなと。今、秋津鴻池さんとおっしゃっていたから、そういったところもそういう対応というのもしていただけるのかどうか。具体的には個々の事例で違うと思うんですけども、ちょっと教えていただけないでしょうか。

西川長寿福祉課長 今言っていたのは、ショートステイの受け入れですか。

川村副委員長 要するに、例えば家族さんが精神的に家族の中で非常に空気がよくなって、介護のために、そういった逃げ場といったらだめなんですけどね、長期的なものじゃなくて、何かケアをする、家族さんの家の中の空気を調整するために預かってもらえるようなところとかいうようなものはふえているのかとか、そういった枠が広がっているのかどうか。

だから、デイサービスの枠がふえたとかいうようなことが、今回の介護保険の改正でありましたよね。例えばショートなんかもふえていっているのかどうか。それと、利用なんかもどうなのかなというところですよ。

朝岡委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 ショートステイ、短期入所生活介護の執行率と申しますか、実績でかんがみますと、平成27年度が81%、平成28年度におきましては81.9%の執行率となっております。ショートステイは特養、それから和の里、當麻園もありますし、施設はいっぱいあります。ただ、すぐに言って入れるものではないので、定期的にご利用で毎月毎月予約されているところもありますし、その辺のご利用はたくさんあります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第21号、平成29年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成29年度の介護保険特別会計予算は、平成27年度から平成29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の最終年度の予算であります。第6期事業計画において第1号被保険者の介護保険料の基準月額は、持続可能な制度設計のために保険料を算出するとの方針に基づき、4,100円から24.4%、900円引き上げられ5,000円になりました。保険料の負担は、物価の上

昇や消費税の増税、年金収入が減少している中で、高齢者の生活に大きな打撃を与えたところであります。第1号被保険者9,774人のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は、年金から天引きをされています。それ以下の収入の被保険者1,115人は、市が徴収する普通徴収とされています。この収入の少ない普通徴収保険料の収納率は、平成27年度決算では90.36%でした。平成24年度が91.8%、平成25年度が90.8%、平成26年度が90.4%と年々低下し、毎年500万円前後の収入未済額が出ています。平成20年度から6年間で合計4,358万円を不納欠損処分しましたが、それでも滞納繰越額は1,816万円とふえています。低迷する収納率や滞納の状況を見れば、過重な負担になっていることは明らかであります。

第6期事業計画では、国の制度改正とあわせて、介護保険制度を大きく後退させる重大な改悪が盛り込まれました。その1つは、特別養護老人ホームに入所できる人を原則要介護3以上に限ることになったことでもあります。制度改定前の特別養護老人ホームの待機者は、葛城市では143人でした。そのうち待機者から外される要介護1・2の人は葛城市では59人で、この59人の人は、一部の例外を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されることになったのであります。公的保険で介護を受けられる人を限定することなど、とんでもない話であります。

その上に、所得の低い人たちが介護施設に入所した場合に、食事や居住費の負担を軽減する補足給付を縮小されたことによって、9人の方が補足給付を打ち切られています。貧困な入居者や待機者が急増する中で、補足給付は拡充こそ求められ、後退することは重大な逆行と言わなければなりません。制度を後退させる改定をそのまま盛り込んだ第6期事業計画に基づく平成29年度予算は認めがたいものであります。

さらに、平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法によって、要支援者1・2の訪問介護と通所介護を保険給付から外して、市町村が主体である地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業が平成29年度から実施されることとなります。多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、自立の促進、要支援者への介護給付を後期高齢者の人口の伸び率である3%から4%に抑え込もうという厚労省の考えであります。新総合事業は地方自治体を、サービスの切り捨てや給付費削減に駆り立て、介護難民問題を一層深刻にし、高齢者家族の負担と不安をますます高めることになるものであります。このような新総合事業を含めた予算には賛同できないものであります。

以上であります。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 議第21号、平成29年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

葛城市の人口はゆるやかな増加を見ているものの、高齢化率も増大し、高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築が急務となっております。新年度から全国的に介護予防・日常生活支援総合事業が本格的に始動し、本市の平成29年度予算においても、地域支援事業

費の中に事業実施に向けた内容が盛り込まれています。支え合いによる地域包括ケアシステムの実現のため、これまで取り組んで来られました地域での介護予防活動への支援、予防教室などの介護予防事業や認知症ケア向上のための推進事業などの更なる充実に加え、在宅医療・介護連携事業及び生活支援体制整備事業を軌道に乗せるべく努力されていることに大いに期待するところであります。

いよいよ介護予防・日常生活支援総合事業がスタートするわけですが、ちまたで言われています要支援者の切り捨てではなく、効果的な介護予防と生活支援サービスが適切に運用され、介護給付から地域支援事業へのスムーズな移行がなされ、十分な成果を上げられるよう期待するとともに、その核となる地域包括支援センターの充実強化を図っていただくことを切に要望し、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数であります。よって、議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第26号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

水原部長。

水原保健福祉部長 保健福祉部長の水原でございます。よろしくお願いたします。

ただいま上程になっております議第26号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,770万円と定めるものでございます。

それでは、お手元の事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では1,149万9,000円を計上いたしております。職員1名の人件費と事務費でございます。2項審査会費、1目介護認定審査会費では513万9,000円を計上いたしております。認定審査会委員30名の報酬と事務費でございます。2目市町村審査会費では106万2,000円を計上いたしております。障害支援区分判定審査会委員5名の報酬と事務費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では794万8,000円を計上いたしております。2目市町村審査会共同設置負担金では56万9,000円を計上いたしております。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では869万円を計上いたしております。2目一般会計繰入金では49万3,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

山本委員。

山本委員 7ページの14節使用料及び賃借料の中で、305万3,000円、昨年度より約60万円ほどふえていと思うんですけど、これはスタッフがふえたからですか。説明をお願いいたします。

朝岡委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 長寿福祉課、西川です。

こちらは事務用機器の機械の入れかえによるもので、値上がりということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは次に、議第24号、平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第24号、平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万円と定めるものでございます。

続きまして、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高

額は100万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。予算書の7ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費では11万4,000円を計上させていただいております。

続きまして、2 款 1 項 1 目一般会計繰出金におきましては95万6,000円を計上させていただいております。

1 ページ戻っていただきまして、歳入の説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目雑入では106万9,000円を計上させていただいております。

2 款 1 項 1 目繰越金では1,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今説明していただいた確認ですけれども、6 ページ、貸付金の回収管理組合配分金があるわけやけど、今現在は1 人分だけが返してるわけか。5 件分の滞納分は入ってくるところがなわけやから、1 人分だけですか。

朝岡委員長 河合建設課長。

河合建設課長 建設課の河合でございます。

ただいまの貸付金回収管理組合の配分金の内容について説明させていただきます。まず、平成28年度なんですけれども、順調債権として1 人、それが74万4,924円回収しております。残りの滞納分といいますか、もう既に納期が到来している分に関しましては、3 名様、合計で32万5,000円回収しております。1 名については、行方不明で回収できない状態になってございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今の順調債権は1 件やろ。滞納4 件のうちで3 件返してはるわけか。2 人死んではるの違うんか。子どもが返してるのか。そんな詳しいこと聞いたらわからんな。結構です。

朝岡委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第23号、平成29年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

それでは、お手元の議第23号、平成29年度葛城市学校給食特別会計予算をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,820万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出の方からご説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目学校給食総務費では、1節報酬で293万5,000円でございます。2節給料で720万1,000円、3節職員手当等では377万9,000円、4節共済費で216万5,000円、旅費で3,000円、需用費で31万円、12節役務費で17万9,000円、13節委託料におきましては9,650万3,000円、給食センターの調理配送業務そのほかの業務あわせてでございます。14節使用料及び賃借料では8万2,000円、18節備品購入費で144万6,000円でございます。次に、8ページでございます。19節負担金補助及び交付金で102万7,000円でございます。

2目学校給食管理費では、11節需用費で3,276万5,000円、光熱水費等でございます。12節役務費で115万6,000円、各種点検手数料に伴うものでございます。13節委託料で1,450万4,000円、各種設備等の保守点検等でございます。16節原材料費で1億9,414万5,000円、給食の材料費に伴うものでございます。

続きまして、歳入の部でございます。5ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金では、1節学校給食負担金といたしまして1億8,284万7,000円です。2節学校給食負担金過年度分といたしまして1万円の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目教育使用料では、1節行政財産使用料といたしまして6万1,000円でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では1億7,522万2,000円でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、前年度繰越金といたしまして1万円の計上でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入におきましては5万円の計上でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 まず、8ページの学校給食管理費、16節の材料費1億9,414万5,000円、これと5ページの負担金、学校給食負担金1億8,284万7,000円、一応目安かどうか、私、記憶が定かでないので教えていただきたいんですけども、材料費相当分を負担していくというふうにお聞きをしたという記憶があります。ところが、この差額1,200万円ほどですか、若干の誤差がございますけれども、これは許容範囲内というふうに理解していいのか、その辺のところをお聞かせ願います。

それから、材料費、以前にも若干お願いといたしますか、地元の野菜等を使っていただく、そういう地産地消運動といたしますか、そういうことも取り入れていただけたらなということもお願いしておりました。お米もたくさんこの地元でとれるんですけども、統制、工場のロットも問題もあって、なかなか葛城市のお米を使うということが困難である、また、地元の搾りたての牛乳を使っていただけたらなというふうな提案もしましたけども、これも殺菌処理等のロットの関係で、メーカー、そういう区別がなかなかしにくいと、こういう説明も受けていたわけですけども、その後、その辺の問題について進展があるのか、野菜等も含めて、地産地消の原材料の進捗状況についてお尋ねをいたします。

朝岡委員長 西川給食センター所長。

西川学校給食センター所長 給食センターの西川でございます。

ただいまのご質問でございます。給食原材料を給食負担金で賄うのは原則でございますが、まだまだ材料の高騰とかもございますので、また、給食費につきましても、奈良県下12市でまだ最低ランクに据え置いているというのが現状でございます。これを考えまして、年間約1,200万円の一般会計からの補助をいただいて、給食費の不足分を賄っておるのが現状でございます。

続いて、地産地消でございます。地産地消につきましても、平成27年度実績では16.7%の野菜の購入をさせていただきまされたけども、平成28年度の今現在の購入実績につきましても、約18%ほど購入をさせていただいております。また、昨年、野菜の生育の不良とか、いろいろ原因がございまして、まだまだ伸びてないのが現状でございます。また、葛城市産の米でございます。平成27年度の実績でございますけども、奈良県下の給食会、うちの葛城市産を使った実績が8%ございます。その点、他市さんよりも数量的には多いかと考えておりますけども、まだまだ葛城市産のみを使うことができないのが現状でございます。

それから、また牛乳につきましても、製品管理、それから年間数量に対しましても、地元産だけで賄うのは難しいということでございますので、市内の牛乳店から仕入れておりますのが幼稚園だけでございます。小学校・中学校につきましても、奈良県より一括で購入しているのが奈良県内の現状でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。材料費、これはさきにもご説明いただきましたけれども、非常

に野菜が値上がりした。なるほどなと今になって聞きました。できるだけ原則費用負担というとも言われておりますので、材料費と負担金とのバランスについては、その辺を目安に仕入れ努力もしていただけたらなというふうに思います。

それから、地元地産地消でございますけども、何ぼか進めていただいている。お米も8%まで葛城産をやっていただけたということは、もう切り口ができたので、ふやすことは、私、たやすいと思います。この1歩、最初の一步が難しかったかなと思うので、それに関しては、こういう筋道を立てていただいたということに関しては、すごくうれしい限りでございます。今後においては、葛城市産の米で市内の給食のお米は賄えるだけの量は、新庄経済センターの低温倉庫に十分ストックはあると思うので、やり方次第だけと思うので、よろしく願いしておきます。ありがとうございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員 8ページ、増田委員がおっしゃった給食の賄い、平成28年当初と平成29年当初の人数、幼稚園、小中学校、トータルで何人分がふえているのか。予算から見て600万円ふえているわけやけど、今言われたように、材料の高騰を見込んで予算計上しているのか。それと、今説明を受けとったように、この学校給食負担金については、例えば小学校では3,900円と決まっている。当然、それでは賄えへん、やっていかれへんと。だから、一般会計から最低限負担しないとやっていけない。今、増田委員がおっしゃったように、特殊な、例えば食材が上がったとか、いろんな原因があったときはやむをませんよ、最低基準よりふやしますと、こうあったと思うんやけど、そこらはどうなっているのか。

それと、いつも聞くけど、給食の滞納。平成27年度決算で288万9,000円の滞納がある。ここに出ているやん。今、最終、平成28年末でどのぐらいの滞納になるのか。件数と滞納額を教えてください。

朝岡委員長 西川所長。

西川学校給食センター所長 平成29年度の材料費でございますけども、一応来年度、平成28年度より児童生徒数の増を見込んでおります。中学校で9名、小学校で62名、それから、幼稚園の3歳児の新庄地区の給食が始まりますので、68名、計139名分の材料費の増と、それから、一部原材料費の高騰によります増額分、100万円余り見込んでおります。

それから、給食の負担金でございますけども、材料費を全て給食負担金で賄うのが原則でございます。

今の滞納でございますけども、288万9,000円の平成27年度決算で未納がございまして、今現在、39万1,000円の回収済みの金額が出ております。あと残が249万8,000円。まだまだ回収は進んでいない状態でございますけども、平成27年度で回収率が12.6%でございましたけども、平成28年度で13.5%、若干ですけれども回収率は伸びております。けれども、まだまだ回収をもっと強化していかないと、まだまだ回収が足りないということでございますので、滞納整理の強化をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、西川所長から聞いとるけど、この予算の説明書には、小学校何人、中学校何人、幼稚

園何人って入ってるやろ。その人数に、今、所長の言うた人数を見込んでいるということですか。平成28年とかあったら、どの学年がふえたのかわかってるのか。そんなたくさんふえるのか。例えば幼稚園やったら427名の計画あるのに、1割以上ふえるということか。68人ふえるとか。ということは、全体で、今で3,854人がここで出てるわけや。それプラス139人ふえるという解釈ではないの。それだけふえたら、600万円ぐらいの材料費を増額しても足らん違うんか。だから、今言われているように、それだけ見込んでいるのなら、こんな差額でいけるんかなと、また逆に思うわけや。

それと、滞納の件はよくわかりましたけども、保育所でも聞いたけど、小学校を卒業したら、次、中学校に行く。中学校を卒業したら回収はどうするの。もうしゃあないということやな。小学校から中学校に行くときは追うていける。中学校卒業するともう追うて行くことができなくなる。ほな不納欠損やと、こうなるわけやな。

朝岡委員長 西川所長。

西川学校給食センター所長 ただいまの幼稚園、新庄地区で新しく3歳児保育が始まります。その分で大体60名ほど見込んでおりますので、幼稚園がとび抜けて多くなっているのが現状でございます。

また、小学校につきましても、クラスが1クラスできるということを聞いております。学校の生徒、先生の数を学校教育課より見込みの人数で材料費を計上しております。その点、1人分の材料費というのは平成28年度と同じでございますので、人数分の増額分だけを増額しているということでございます。

それから、また、中学校を卒業された方の給食費、滞納のある場合ですけども、現住所がある場合は追うていけますので、督促等は出すようにしております。そこでまたもらえないという、そこは交渉になりますけども、これは努力していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 ということは、ここに書いてあるのは、例えば幼稚園から、保育所から上がってくる人数はここに書いてあるよと。そやけど、やっぱり見込みの人数はここに書いてないけども、給食では把握してますよと。だから、予算を組むときには、これだけぐらいふやした人数で組んどかなあかと、こういう解釈でええわけやな。なるほど、それで違いが出てくるわけか。わかりました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案を原案のとおりに可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、次に、議第22号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決につきまして議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部理事。

西口上下水道部理事兼水道課長 上下水道部の西口でございます。よろしく申し上げます。

ただいま上程いただきました議第22号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7,100万円と定めるものでございます。

第3条では、一時借入金の最高額を5億円と定めております。

第2条の地方債でございますが、4ページをお開きください。地方債の借入限度額を4億500万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明を申し上げますので、9ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では3億4,755万4,000円の予算計上でございます。2節給料、職員2名分の967万8,000円、3節職員手当等で735万3,000円、4節共済費で321万1,000円を計上しております。11節需用費では、マンホールポンプの電気代、下水道施設修繕代といたしまして320万円でございます。12節役務費では、マンホールポンプの電話回線代などの通信運搬費等で94万6,000円でございます。13節委託料では、使用料徴収委託料、下水道台帳作成業務委託料、マンホールポンプ維持管理業務委託料など1,935万3,000円でございます。14節使用料及び賃借料では、事務所賃借料といたしまして120万円でございます。15節工事請負費では、マンホールポンプ監視制御システム更新工事、マンホールポンプ取替工事など、下水道管渠施設の維持管理工事費といたしまして1,914万1,000円を計上しております。19節負担金補助及び交付金では、流域下水道維持管理費負担金、水洗便所改造助成金などといたしまして2億4,477万5,000円でございます。次に、10ページでございます。27節公課費では、消費税及び地方消費税といたしまして3,845万7,000円を計上しております。

2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では1億4,854万7,000円の予算計上でございます。2節給料では、職員3名分の1,150万5,000円、3節職員手当等で857万2,000円、4節共済費で376万7,000円を計上しております。7節賃金では、臨時職員賃金といたしまして108万4,000円でございます。11節需用費では、消耗品、燃料費など105万5,000円で、11ペー

ジに移りまして、13節委託料では、下水道工事測量設計等委託料、ストックマネジメント計画策定業務委託料などとして4,229万8,000円、工事請負費では、管渠布設工事及び汚水ます設置工事といたしまして7,700万円を計上しております。2目流域下水道事業費では、流域下水道建設負担金といたしまして1,763万1,000円の予算計上でございます。

3款1項公債費、1目元金では、元金償還といたしまして8億2,831万9,000円でございます。2目利子では、償還に伴います利息と一時借入金利子といたしまして2億2,894万9,000円を計上いたしております。

次に、歳入を説明させていただきます。7ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料といたしまして3億6,928万9,000円の予算計上でございます。2項手数料、1目下水道手数料では、配水設備指定工事店等の登録手数料といたしまして19万5,000円を計上しております。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金では、工事及び委託料に伴います国庫補助金といたしまして2,000万円の計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目公共下水道事業費県補助金では、委託料に伴います県補助金といたしまして100万円を計上しております。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、一般会計からの繰入金といたしまして7億6,960万7,000円の計上でございます。

次に8ページでございます。5款1項1目繰越金では、前年度からの繰越金として20万円の計上でございます。

6款諸収入、1項1目雑入では、人件費負担金といたしまして570万9,000円の計上でございます。

7款1項市債、1目下水道債では4億500万円の計上でございます。その内訳といたしましては、1節公共下水道事業債では3億8,740万円、2節流域下水道事業債では1,760万円となっております。

なお、予算書の12ページから19ページにかけては給与費の明細について記載いたしております。20ページにつきましては、下水道事業債の現在高並びに見込み額を記載させていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成29年度葛城市下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、歳出の11ページ、2目流域下水道事業費の中の負担金補助及び交付金、流域下水道建設負担金1,700万円余りあるわけやけど、この流量が幾らになるのか。

それと、13節委託料で、下水道事業企業移行資産調査、建物調査と資産調査やと思うけども、これと下のストックマネジメントの内容。

それから、9ページ、同じく負担金補助及び交付金で、流域下水道維持管理負担金、流量

は一緒やと思うけども。

それから、工事請負費、昨年よりかなりふえてるので、どの場所をされるのか。

それから、7ページの下水道使用料、トン数をどれだけ見ているのか。

それと、同じ7ページに3款県支出金というのが新しく出てきているわけやけど、この内容。

それから、いつもの処理戸数と普及率と整備率と水洗化率と加入戸数と、それだけよろしくお願いします。

朝岡委員長 松本下水道課長。

松本下水道課長 下水道課の松本でございます。よろしくお願いします。

まず、下水道企業移行資産調査の件につきましては、公営企業適用法への資產業務委託でございまして、平成27年度から3年間で継続事業でやっているものでございます。

それと、ストックマネジメント計画策定業務委託について説明させていただきます。ストックマネジメント計画についてでございますが、葛城市全域に網をかけ、下水道施設の施工年度、施設種別など、全体の状況を把握、評価し、点検調査、修繕改築を一体に捉えて中長期的な施設の状況を予測しながら計画的かつ効率的に管理し、持続可能な下水道事業の実現、長寿命化を図るものでございます。それに伴う計画策定業務でございます。

それにあわせて、県の補助金でございますが、このストックマネジメント計画の調査に当たりまして、県の補助金は不明水の対策事業でございます。それをこのストックマネジメントのカメラ調査とあわせて一緒に補助をいただくものでございます。

それと整備状況についてでございますが、平成27年度、整備率で90.97%、普及率で98.6%、水洗化率で89.6%でございます。加入戸数は1万2,342件でございます。平成28年度末見込みといたしまして、整備率で91.13%、普及率で98.98%、水洗化率で90.6%を見込んでおります。水洗化戸数といたしまして1万2,579戸を見込んでおります。

平成29年度見込みといたしまして、整備率91.29%、普及率99.39%、水洗化率91.58%を見込んでおります。水洗化戸数といたしましては1万2,829戸を見込んでおります。これにつきましては、過去5年間の実績を平均いたしまして推計したものでございます。

以上です。

朝岡委員長 井邑補佐。

井邑下水道課長補佐 下水道課、井邑と申します。よろしくお願いいたします。

まず、9ページの一般管理費におきます19節負担金補助及び交付金の流域下水道維持管理負担金の流量のお尋ねでございますが、これにつきましては363万8,000トンを予定しております。同じく、7ページの下水道使用料につきましても、同量を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

岡本委員 11ページの建設負担金、これは何の負担金や。

朝岡委員長 井邑補佐。

井邑下水道課長補佐 下水道課、井邑でございます。

お尋ねの11ページの流域下水道事業費におきます負担金補助及び交付金の流域下水道建設負担金についてでございますが、これは大和川流域下水道の建設費の負担金として葛城市が負担するものでございます。

岡本委員 負担するのはわかっている。何されるのと聞いている。

井邑下水道課長補佐 申しわけございません。工事の内容につきましては、今手持ちの資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

岡本委員 わかりました。それぞれの工事請負の内容は。

朝岡委員長 松本課長。

松本下水道課長 松本でございます。よろしく申し上げます。

工事請負費の工事箇所につきまして説明させていただきます。一般管理の方から説明させていただきます。新庄地区マンホールポンプ監視場制御システム更新工事でございます。新庄地区におきましては通報システムがございまして、ポンプ側の通報システムが老朽化いたしまして、そのシステムを更新するものでございます。1カ所当たり248万4,000円、掛ける5カ所ありますので、1,242万円となっております。

新村マンホールポンプ場、ポンプの取替工事及びフランジの交換工事でございます。見積もり額で522万円となっております。あと、下水道維持管理工事費といたしまして150万円を計上いたしております。

次、下水道建設費の工事費といたしまして、木戸地区で1,500万円、柿本地区の国鉄・坊城線で3,000万円、尺土地区で駅前の方で1,000万円、尺土地区団地内で1,200万円を予定しております。

それと、あと、各取付管布設工事といたしまして1,000万円を予定しております。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 去年が377万トンであったので、今年度の使用料は当初から見て10万トンも減つとるわけやな、この使用料の減る原因というか、いろいろ苦勞して加入促進に回ってくれてるわけやけど、今年は、大同ドリンコみたいな7万トン、8,000万円もの大口で減額になるというような見込みのところはないわけやろ。

一応、さっき整備率とか説明してもらって、数値がよくなっているけど、加入戸数もふえてきてる割に、その処理量がふえてない。一遍その原因とかを見きわめてもらって、できるだけ加入促進も図ってもらいたいし、下水道課だけで加入促進するのではなく、やっぱり区長さんとか、議員さんとか、お手伝いしてもらって、それで加入促進に回る、これが一番大事やと思います。今日も朝から浄化槽の汲み取りで電話がかかっているわけや。見積もりに来てもらったら倍以上かかった、どないしてくれんねんという話や。それあったら下水道につないでくださいと言ったら、ひどく怒られた。そやけど、つなぎますと後で会社が言うので、もう早速あしたでも行ってくれたらつないでもらえる。

こういうふうにして、しっかり議員や区長を使うたらええのや。そうしたら一挙に使用料が集まる。そういうことをしないと、こんなのいつまでたっても借金返せんのはわかっている

けど、下水道課もしんどいだけや。毎年、こんな流量上げよ上げよ言われたかってやで、どうにもできへんし。上がった思うたら、大同みたいな8,000万円もばーんと年間に下げて、そんなことされたらたまらんがな。だから、そういうことをちょっと検討してもろたらありがたいと思います。

それと、この県補助金というのは、今言うてる公営企業に移行していく、ストックマネジメント委託料、これに対する補助金なのか。

松本下水道課長 スtockマネジメント委託料と中でもカメラ調査という項目があるんですが、それと合わせて100万円です。そしてこの事業は今年度で終わります。

岡本委員 それから、平成28年度の下水道改造助成金の実績、どのぐらいあるの。

朝岡委員長 松本課長。

松本下水道課長 平成28年の実績は、2月末で47件でございます。3月中にまた7件くらいは、申請が上がってきてますので。3月末で55件程度を見込んでおります。

岡本委員 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 もう大体、岡本委員の方から事業の執行による成果については、整備率あるいは普及率、水洗化率等々出していただきましたし、また新たに平成29年度予算において、その整備並びに加入促進について取り組んでいただくということなんですけれども、この間ずっと予算決算委員会において、どうやってこの使用料を上げていくかということ、どのような取り組みをなされてきたかということでお伺いをしてきているわけでありましてけれども、宅地の開発等については、これは何もしやんでも、そのことによって使用料がふえていくわけなんですけれども、既存の浄化槽とか汲み取り、この点をどうするのかというのが問題だというふうに思うんですね。1つ、私はいつも提起してるんですが、事業所あるいはこの24号線等に張りついているレストラン等のそういう店舗、結構浄化槽を使ってるところがまだ多いんですね。そこをどうされるのか。計画的に加入促進に当たっているのか。

それと、もう一つはやはり古い、古いといったらどの程度かわかりませんが、集合住宅の下水道への加入、これはなかなか費用がかかるので大変なんですけれども、これは何か制度として、公共下水道につないでいくというふうなところでの制度がないのかなと思うぐらい、これはもう大変になると思いますね。その辺はどう考えておられるのかお聞きをしたい。この間、そういう提起に対して取り組んできていただいているというのもあるんですが、どういう体制で、どのようにして、この平成28年は、取り組み、この平成29年度はどうしていくかお聞かせいただきたい、このように思います。

朝岡委員長 松本課長。

松本下水道課長 下水道課の松本でございます。よろしく申し上げます。

平成27年度から28年にかけて、個別に一般家庭の方に個別訪問させていただきました。平成29年度に関しましても、事業所、集合住宅、一般家庭、引き続き個別訪問をさせていただくような方向で考えております。集合住宅に関しましては、5万円の助成金はまだ来年、平成29年度まで適用させていただきますので、その辺も含めて水洗化の活動をしていきたいと

思います。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 今、下水道課の職員は4人ですか。工事請負費等、まだまだ一定の事業を抱えて、その上で個別に事業所や、あるいは集合住宅の家主さんのところを回って協力をお願いする、さらに、これはなかなか個別のお宅まで行ってというのはなかなか難しいですね。やっぱり区長会等にご協力いただいてすることになるんだと思うんですけども、実際に加入促進にどの程度時間が割けるのかといたら、現状のスタッフでは非常に難しいんじゃないか、こういうふうに思うわけですね。もちろん、私は下水道課の職員だけでということではない、これはもう全職員もかかわり、岡本委員は議員も使えと言われますが、なかなかそういうことはできないわけで、やはり全体の問題として取り組んでいかないと、なかなか加入促進は図れない。ここから使用料をふやしていくというのは難しいところだというふうに思うんですね。

現実には、この金額はどの程度の金額かという、公債費で元金が8億2,800万円。利子で2億2,800万円ですから、利子分にちょっと毛が生えたぐらいしか使用料がないというわけですから、これがもし公会計が水道と一緒に会計方式が採用されるなんてことになっていたら、下水道料金、それこそ3倍も4倍も上げんかったらあかんみたいな話になって、これはそれと別問題として、率直にどうでしょう。私は、市長もここにいますので、現実には加入促進そのものが下水道課だけでできるのかどうか。理事がいますから、いやいやそうじゃありません、水道課も一緒にやっていますという説明もしていただきたいと思いますが、どんなものでしょうかね。

朝岡委員長 西口理事。

西口上下水道部理事兼水道課長 上下水道部、西口でございます。今、下水道課だけではなく、ほかの課の職員も一緒に回ったかということですけども、去年、新採の職員と水道課の職員と下水道課の職員で個別訪問させていただきました。今後につきましては、引き続き水道課の職員は協力するのはもとより、今、岡本委員おっしゃったように、議員さんとか区長さんとか、お願いしながら、さらなる促進を行いたいと考えています。

以上です。

朝岡委員長 白石委員、それでよろしいですか。

白石委員 とにかく整備率、一定の水準にきています。後はメンテなり、加入促進をどうやっていくかということが大きな課題になってくるわけですね。ここはぜひ、人をふやせと言うたら、市長も渋い顔をされるので、これ以上言いませんけれども、実際に、ちょっと今気がついたんですけども、流域下水道維持管理費負担金が2億3,900万円。これを下水道使用料から差し引いたら、こんなの、使用料1億3,000万円ぐらいしか残らない。もう金利もくそもあらへんと、こういう感じになって、そんな会計は、これはもうえらいこっちゃと言わざるを得ないことになっている。しかしこれも歴史的な経過があるわけで、その辺、本当にちょっと気合いを入れて取り組んでいただきたい。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第28号、平成29年度葛城市水道事業会計予算の議決につきまして議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部理事。

西口上下水道部理事兼水道課長 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの議第28号、平成29年度葛城市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

まず、1ページ目をお開きください。

第2条の業務の予定量でございます。給水戸数につきましては1万4,104戸、年間配水量につきましては456万6,000トン、そのうち県営水道からの受水量は90万トンとなっております。年間給水量は436万1,000トンを見込んでおります。次に、1日平均給水量は1万1,948トンでございます。主な建設改良事業といたしましては、配水管布設工事を予定いたしております。

次に、第3条、収益的収入及び支出と、次のページに記載の第4条資本的収入及び支出につきまして、収入支出の見積もり基礎に基づきまして説明させていただきますので、29ページをお開きください。

水道事業会計につきましては、収入からご説明させていただきます。

まず、収益的収入の第1款水道事業収益では7億9,144万6,000円でございます。その内訳といたしまして、1項営業収益では6億6,428万円、うち1目給水収益では5億9,880万6,000円の水道使用料収益でございます。2目受託工事収益では1,470万円で、開発に係ります新設工事等収益と修繕工事等収益でございます。3目その他営業収益では5,077万4,000円で、給水分担金や下水道料金の徴収に伴います事務手数料などでございます。

次に、1款2項営業外収益で1億2,716万6,000円、内訳につきましては、1目受取利息及び配当金248万1,000円、3目長期前受金戻入として1億2,200万円、4目雑収益といたしまして268万5,000円で、水道用地等の賃貸料でございます。

次に、30ページに移りまして、収益的支出でございます。

1 款水道事業費といたしまして 6 億6,752万2,000円で、給水原価につきましては120円12銭となっております。内訳といたしましては、1 款 1 項営業費用で 6 億4,072万3,000円、うち 1 目原水及び浄水費では 2 億6,590万9,000円でございます。主なものといたしましては職員 2 名分の人件費で、1 節給料ほか合わせまして1,725万1,000円でございます。5 節報酬につきましては、2 名分の報酬で488万7,000円でございます。次に31ページをお願いいたします。18節委託料でございます。4,129万円で、原水、浄水の水質検査及び施設整備あるいは電気計装設備などの浄水設備の管理保守点検、砂揚げなどの委託料でございます。20節賃借料は656万円で、施設用地及び各取水池等の賃借料でございます。25節動力費は3,640万円で、浄水場及び原水取水ポンプなどの電気代等でございます。26節薬品費は1,141万8,000円で、滅菌剤などの薬品購入費で、31節負担金は613万6,000円で、広域水質検査センター組合負担金及び原水取水負担金等でございます。34節受水費では 1 億3,749万円で、県水及び原水受水費等でございます。

次に、2 目配水及び給水費では4,338万円でございます。主なものといたしましては職員 2 名の人件費で、1 節給料ほか合わせまして1,515万6,000円となっております。18節委託料は1,031万6,000円で、量水器の取りかえ委託料等でございます。21節修繕費は1,200万円で、給配水管の修繕費等でございます。

次に、3 目受託工事費では2,073万2,000円でございます。主なものといたしましては職員 1 名分の人件費で、1 節給料ほか合わせまして599万4,000円となっております。35節の工事請負費は1,460万円で、開発工事等の工事費でございます。

次に、4 目総係費でございますが、9,165万1,000円で、主なものといたしましては職員 5 名分の人件費として 1 節給料ほか合わせまして4,191万7,000円でございます。4 節賃金は108万円で、非常勤職員 1 名分の賃金でございます。5 節報酬は267万8,000円で、水道事業運営委員及び嘱託職員 1 名の報酬でございます。34ページに移りまして、14節光熱水費699万6,000円は、新庄・竹内浄水場等の電気料金でございます。18節委託料は2,512万8,000円で、電算システムの保守、電気保安業務、検針、開閉栓、浄水場監視業務の委託でございます。38節貸倒引当金繰入額は150万円でございます。

続きまして、5 目減価償却費は 2 億1,330万円でございます。6 目資産減耗費は481万5,000円でございます。7 目その他営業費用は93万6,000万円で、給水工事材料の販売原価でございます。

続きまして、2 項営業外費用につきましては2,679万9,000円で、1 目支払利息及び企業債取扱諸費で1,509万円は財務省等の企業債利息でございます。3 目消費税及び地方消費税につきましては1,140万9,000円でございます。

次に、36ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。

まず、1 款資本的収入は500万円で、4 項 1 目負担金その他諸収入で、舗装復旧工事の共同施工を行ったときの負担金を見込んでおります。

37ページに移りまして、資本的支出では、1 款資本的支出で 3 億2,425万8,000円でございます。内訳といたしましては、1 項建設改良費で 2 億5,254万8,000円、うち 1 目浄水設備費

では7,130万円で、各浄水施設の工事費でございます。2目配水設備費は1億6,996万円で、配水管の布設替え等あるいは設計委託料等でございます。4目固定資産購入費1,063万8,000円は、量水器、機器、備品等の購入費でございます。続きまして、2項企業債償還金は7,171万円で、財務省等の元金償還金でございます。

最後に、2ページにお戻り願います。

第4条の括弧書きの資本的収入は、資本的支出に対し不足する額3億1,925万8,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんするものとするをいたしております。第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費9,030万9,000円と定めております。3ページに移りまして、第6条では棚卸資産の購入限度額は482万6,000円と定めております。

以上、簡単ではございますが、平成29年度水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、平成29年度、葛城市水道事業会計予算の議決について、若干お聞きをしておきたいと思います。

収入収支の見積もり基礎、収益的収入及び支出の29ページ、あるいは30ページでありますけれども、給水原価と供給単価についてお伺いをしたいというふうに思うわけでありましてけれども、平成29年度の供給単価が137円31銭、給水原価が120円12銭で、差し引きをしますと17円19銭、こういうふうに数字が出てくるわけでありまして。

それで、これはこれとして、ちゃんとこの説明のところの中身を見ればわかるわけでありましてけれども、実際、30ページの給水原価のところの計上費用、受託工事費、材料売却原価、長期前受金戻入、湧水水量等もあるわけですが、長期前受金戻入1億2,200万円がなければどの程度になるのか、計算機を入れたら150円40銭ぐらいになるんですけど、これは公営企業法の法改正によってこのようになってきているのかなというふうに思うわけですが、その点、ちょっと平成27年、平成28年とどう違うかということを含めてご説明をいただきたい、このように思います。

朝岡委員長 西口理事。

西口上下水道部理事兼水道課長 上下水道部、西口でございます。

今、白石委員ご指摘のとおり、供給単価が137円31銭、給水原価120円12銭で、水道の会計上当たり17円19銭の利益が出るようになっておるのですが、これは地方公共公営企業会計制度の見直しによって、見かけ上の回収率が上がっただけで、実際の現金収支につきましては、従来とさほど変わらない内容となっております。

この対策といたしましては、近年の傾向からして、下水道も同じように、給水収益については伸びる見込みがないというふうに考えており、支出の方で、費用の方で一応縮減対策として、平成25年にはマッピングの統合を行って160万円、平成26年度には企業会計システム

の統合で250万円の経費削減を行っております。

今後ですが、今、県の方の主導で水道事業の広域化とか共同化等、いろいろ方策を探っております。当水道事業といたしましても、県が提案する広域化、共同化をメリットがある分については積極的に乗って行って、経費の削減を図っていきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 会計制度の改正によって、こういう形で見かけ上はトン当たり17円19銭もうかっちゃうと、こういうことにはなるんですけども、実際に改正前の長期前受金利の戻入を省きますと、これはもう逆に13円ぐらいマイナスになるんですね。トン当たり13円損しちゃうということになるわけで、これをどのように認識して水道事業の経営をやっていくか。この辺の見かけの問題と実際の問題とをどのように考えて、水道課として経営努力をしていくかということになるのでね。この数字、そのまま17円もうかりますというて、すごい黒字が出てきてびっくりするわけやけども、これは実際として、我々はどのように、今までは回収率何%やと、この回収率が、100でしたか、超えれば水道料金の値上げをしなければならない、そういう形でよく言われてきたわけですけども、これはなかなか悩ましい問題ですね。

いろいろお聞きしたいことはありますけれども、この間、会計制度の改定は別にして、本当に水道課が少ない人数で原水の確保、あるいは漏水の防止、老朽管の布設替え等々、本当によく努力されている。また、水源地の大字の皆さんのご協力もあって、市民の皆さんに安くて、豊富で、きれいなおいしい水を提供していただいているということを申し上げて、私の質疑を終わっておきたいと思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました審査が全て終了いたしました。

それでは、皆様方、大変ご苦労さまでございました。3月13日から延べ4日間にかけて集中的に審査をさせていただいて、無事10議案全ての審査が終了し、議決のご判断をいただいたということでございます。委員の皆様方におかれましては、この4日間の審査でさまざまご議論をいただいたことを、今後また議会活動に、議員活動に反映して、市民の皆様方

に更にご尽力をいただくということでございますし、阿古市長初め行政当局の皆様方には、委員から出されたさまざまな課題につきまして、そしてまた、この議論を今後の行政サービスにご反映いただきますことを心からお願い申し上げまして、本委員会を終了させていただきたいと思っております。大変にご苦労さまでございました。

閉 会 午後6時01分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 朝 岡 佐一郎